

I. 運営方針

横浜市において生活支援センターは、精神保健福祉における相談支援事業の要として、更に重要な役割を担うべく期待される立場であると考えます。特に「指定特定相談支援事業」及び「指定一般相談支援事業」について、27 年 4 月からの完全実施を受けて、今年度の支援センター運営上の方針においてもより積極的な「相談支援業務」の実施と拡充を目的にします。その為に、業務全般の振り返りや検討を行うことや、地域や横浜市全体において支援センターに求められている役割は何かをしっかりと見据えた上で、運営の更なる充実と安定を図っていきたいと考えます。

また「相談支援事業」は支援センター既存の各事業と別の枠組みではなく、「地域活動支援センター事業」「地域移行・地域定着支援事業」「自立生活アシスタント事業」の 3 事業がそれぞれ良い形で連動、補完した事業展開となっていく必要があると考えます。

「地域移行・地域定着支援事業」「自立生活アシスタント事業」については、長期入院からの退院、地域移行、そしてその先の安心・安定した地域生活の維持までを網羅した、一つの繋がりのある地域支援として捉えています。更には「地域活動支援センター事業」も有機的に絡んだ形で、各事業が相互に包括的に連携した事業展開を目指します。またその中では常に、支援センターのスタート地点である「基本相談」「居場所機能」の大切さも忘れてはならないと考えます。また区福祉保健センターや地域の家族会、他の事業所等と協働した中、「訪問、同行」を積極的に実施しながら「地域に向いた形での支援」に取り組んでいくことも当センターの責務と考えています。

これらの事業を確立させる為にも、区内におけるネットワーク強化を目指し、地域全体の課題に取り組む上での中核を担う機関として、緑区生活支援センターの更なる向上を目指していきます。

II. 生活支援センター概要

《設置・運営法人》

設置：横浜市 運営：公益財団法人 紫雲会

《開館時間・休館日》

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

休館日 毎月第 1 火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

《職員配置》

○センター長 1 名

○相談員 10 名（常勤・非常勤 9 名、アルバイト職員 1 名）

○その他 嘱託医、心理士、調理アルバイト

《実施事業》

- ・地域活動支援センター事業
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業
- ・自立生活アシスタント事業
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業）
- ・生活支援事業（宿泊支援事業）

《業務分担》

業務分担については、個々の職員の適性或経験を考慮し、適切に配置します。

《年間行事計画》

緑区の特性を鑑みながら、利用者の地域生活支援に役立つ行事・プログラム等企画・実施します。

Ⅲ. 指定一般・指定特定相談支援事業

「指定一般相談支援事業」「指定特定相談支援事業」について、事業実施の拡充と、地域の中で実施における信頼を得ることを目指して、支援センターにおける相談支援の更なる充実を図っていきます。また当事者やご家族が支援やサービスの利用を検討するにあたり、地域における相談窓口の第一義的な役割を果たしていくことが出来るよう、事業所としての自覚を意識するとともに、従事する職員の資質の向上に努めます。また事業遂行にあたり、区福祉保健センター及び地域の関係機関との有機的な連携体制を図ります。

1. 指定一般相談支援事業

精神科医療機関の入院から地域生活への移行が可能な患者さんについて、医療機関、担当区、他の関係機関、ご家族等と協働し、ご本人の希望に最大限寄り添い、地域移行支援では6ヶ月を目安に支援を実施します。ただ単に地域へ退院する事のみでなく、その先の地域生活の安心と継続を見据えた中、地域の関係機関との連携や、ご本人見守り支援のためのネットワークづくりを目指します。その中で起こり得る緊急時の対応、対処が取れる様、地域定着支援を連動させて実施し、地域生活継続上の安心を提供します。

2. 指定特定相談支援事業

地域における安心した生活の継続を目的に、各種サービスの利用を希望される緑区内対象者について「サービス等利用計画」を作成し、ご本人の目的や希望に添った地域生活実現の為に、より良いサービスが提供できる事業所を検討しプランを作成します。事業実施において、ご本人のアセスメント、関係機関との連絡調整とネットワークの構築、さらには適宜のモニタリング等をしっかりと実施していく事に加え、より質の高いプランを提供出来るよう、研修受講や勉強会の機会を持つ等で各職員やセンター全体の資質とスキルの向上を目指します。

Ⅳ. 地域活動支援センター 事業

1. 相談支援

①「基本相談」

支援センターの拠り所と言えるべき相談の形と考え、今後も利用者との関わりの第一歩として、また生活面全般の「よろず相談」としてのセンター機能を大切にしていける考えです。

②「囑託医相談」

医療や服薬についての相談は、当事者や家族の方々の相談支援には欠かすことのできない側面と考えます。相談内容は必要に応じて職員と情報共有させて頂き、利用者のより良い支援に繋がります。

③「心理士による相談会」

心理士の専門性を活かした相談会として実施します。

2. 訪問・同行

①定期的な訪問等により、引きこもりの防止や単身生活における安心のための見守り支援を実施します。

②不穏時や緊急時、区福祉保健センターや関係機関との連携による緊急訪問や安否確認の為に訪問を実施します。また必要に応じて、医療機関へ繋げる等の緊急対応を検討し支援します。

③利用者単独では困難な制度の手続きや、通院等の同行により、不安の軽減や自信をつける事への支援を目的とします。

3. 日中活動支援

①フリースペース機能

- ・仲間作りや交流の場として、自由にくつろげる「居場所」としての場を提供します。また職員は「基本相談」の場としての重要な役割を持つ機能を意識した関わりをします。
- ・関係性構築の中から利用者のニーズをキャッチし、必要に応じて計画相談に繋がります。

②各種サービスの提供

・夕食サービス

季節を感じることの出来るメニュー提供や、栄養バランスを考えた食事提供を心掛けます。

27年度は相談事業の強化を目的とした「食事提供に関するモデル事業」を実施します。食事提供日数削減により、今迄利用されていた方が困ることの無いよう個別支援にて対応していきます。

・入浴、洗濯サービス

衛生面には留意し、地域における日常生活に役立つよう意識してのサービス提供を実施します。

・インターネットサービス

利用者が手軽に様々な情報収集することが可能な環境の提供として実施します。また、パソコン操作が不慣れな利用者についても利用が可能な様、職員が適宜対応します。

③情報提供

制度や法律、社会資源等の情報を迅速に収集し、様々な手段での情報提供を実施します。

(館内掲示、センター発行紙、ホームページ、チラシの配布等)

情報提供の場所についても、より利用者の目に留まりやすい様、配慮していきます。

④場の提供

地域の関係機関・家族会・ボランティア活動・自主サークル活動等に於ける場の提供をします。

4. 家族支援

緑区のみどり会とは日頃の様々な関わりから、大変良い関係性を築かせて頂いています。

例えば「みどり会定例会への定期参加」や支援センターでの「みどり会新年会の開催」や、地域での「こころの病を知る講座～家族の想いを語る～」にてみどり会の協力を得た講座実施等、今後も様々な場面での協働や協力、連携を実施していく予定です。

- ①「家族の負担」を軽減するための様々な支援を実施します。
- ②「家族の力」を応援します。
- ③「みどり会（家族会）」の活動に協力、協働します。
- ④「家族のための家族学習会」の実施にあたっては、協力や必要なバックアップをします。
- ⑤区福祉保健センターと協働し、家族向けの講座「家族教室」を実施します。

5. 地域連携・地域交流

①関係機関との連携

区福祉保健センター、地域活動支援センター、地域活動ホーム、地域ケアプラザ等々、精神関連施設のみならず障害の枠を超えて必要な連携が迅速に取れるよう、日ごろからの業務連携や顔の見える関係づくりを心がけます。また、計画相談実施については区福祉保健センター高齢障害支援課との密なる連携は欠かすことができません。

②地域交流

自治会の催事や防災訓練、地域の行事等に協力し積極的に地域交流を図ります。また、当事者の方々が地域の一員として地域住民の方々との関わりが持てるよう、地域に出向く事を意識します。

緑区社協福祉部会との連携で、地域における災害時の取り組みとして、事業所が孤立してしまうことの無いよう中山地区での顔の見える関係作りに協力していきます。

6. 普及啓発活動

地域における精神障害者に対する偏見・差別はまだまだ否めないのが現状です。精神障害についての正しい知識を地域の方々に伝えることも支援センターの責務と考え、地域へ出向き各方面に様々な情報発信をしていきます。

- ①地域の支援者（民生委員、ケアマネージャ等）や一般住民に向けて「講座」等の実施
- ②ケアプラザと協働し「講座」「出張個別相談会」等の継続した実施
- ③精神科医療機関に出向き地域の社会資源等の紹介講座実施
- ④その他必要に応じての相談会や講座、配布物その他等で地域に向けての情報を発信

7. ピア活動等の推進

ピア活動やボランティア活動の協力、バックアップをします。また将来福祉の業界を担うであろう福祉系大学や専門学校学生の実習も積極的に受けます。

また「キャラバン隊かめ（旭区を中心に活動している当事者グループ）」の当事者活動を継続的に協力し、その活動を通じて立ち上がった緑区での当事者活動「みどりがめ」の活性化を図っていきます。さらに「みどりがめ」の集まりから派生した緑区生活支援センター利用者の当事者自主活動の会「JNK～自分の悩みを語りましょうの会」について、今後の継続的な活動をバックアップしていきます。

8. 自主事業

※最終ページの別表参照

季節に合った行事やイベント、プログラムを実施します。

仲間づくり、協働、達成感、趣味の活動や行動の幅を広げること、外に出るためのきっかけ作り等を目的に、生活スキル向上や知識として役立つ講座等の企画など必要に応じて実施していきます。また、メンバーミーティングの実施や意見箱、利用者アンケート等も活用し、利用者の意見も取り入れながら実施します

緑区ならではの地域性を活かした独自のプログラムも大切にしていきます。

- ・「緑菜園」（緑区市民農園を借りて野菜の種付けから収穫と収穫した野菜の調理等）
- ・「蛍鑑賞会」（徒歩圏内にある四季の森公園にて光る蛍を見に行く毎年恒例のイベント）
- ・「JNK」（自分の悩みを語りましょうの会）当事者の自主活動の会

9. その他

○衛生管理

職員全員が衛生管理の意識を徹底し、日常清掃の他に、年2回定期的に「専門業者による館内清掃」「害虫駆除」、月4回の「近隣地域作業所との委託契約による館内清掃」の実施、月1回の食器類や調理器具の漂白消毒等実施し、衛生管理には細心の注意を払います。

○安全管理・危機管理

「安全管理・緊急対策マニュアル」に基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底し、万一事故の場合には迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。また年2回の防災訓練の実施により、迅速な消火活動、避難誘導が行えるように努めます。

災害時には、緑区役所との「特別災害避難場所に協力する協定」に基づき、必要数の非常食を備蓄し、要援護者への救済等災害時の対応にも協力していきます。

○個人情報保護

職員の守秘義務を徹底し、個人情報外部に漏れることのない様、情報の含まれる書類等の保管や記憶媒体のセキュリティー化などに細心の注意を払い、利用者の個人情報保護に努めます。

「横浜市個人情報の保護に関する条例」「厚労省個人情報ガイドライン」「障害者虐待防止法」等を遵守し、個人情報保護及び情報公開、人権擁護に努めます。また研修の実施、職場内に於いては定期的な検討を行います。

○苦情解決に関する取り扱い

苦情相談について苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。

また、「利用者アンケート」「意見箱の設置」「メンバーミーティング」などから常に利用者の声に耳を傾け、センター運営の改善に努めます。

○職員資質の向上・人材育成

職員は施設設置の各種マニュアル、運営規程、要項等を熟知し、それらに基づいた支援を常に考察します。また外部の研修や講習会等に積極的に参加し報告書や職場内研修等で他の職員に周知すると共に、職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。また福祉系専門学校や大学、医療機関等の実習生を積極的に受け入れ、将来福祉職従事を目指す学生の養成を応援します。

V. 地域移行・地域定着支援事業

地域移行・地域定着支援事業は平成19年度横浜市の本事業開始当初より継続して実施している事業です。これまでの実績やノウハウを活かして、一人でも多くの社会的入院と言われている方々の地域移行を実現すべく幅広く事業を実施します。また退院後安心して地域生活が継続出来るように、「他事業・他機関との連携」や受け入れ側である「地域づくりの視点」も重視していきます。担当職員においても「指定一般相談支援事業」「自立生活アシスタント事業」との連動を意識した中、支援センター全体で本事業を遂行していく支援体制で実施します。

また、当事業実施の他区支援センター担当職員及び医療機関や区福祉保健センター等と協働し、事業実施における地域課題の検討や、事業について今後の方向性も含め検討していきます。

- ・横浜市の大きな売りである『精神科医療機関に向けての普及啓発活動』のさらなる拡充
- ・『指定一般相談支援事業の対象にならない入院患者さんに向けての根気強い関わり』

この2点を当事業の大いなる目的として実施します。

(1) 支援内容

①対象者の思いに寄り添った個別支援

十分なアセスメントを基にした個別支援計画を立てた中、対象者の地域移行に向けてのニーズや思いに寄り添ったきめ細かい支援を行います。

指定一般相談支援事業の対象外の方（退院に向けての希望がまだ固まっていない入院患者等）に向けて、根気強く関わりを続けます。

②精神科医療機関との有機的な連携に繋がる関係づくり

精神科医療機関との密な連携を心がけ、院内スタッフと協働して入院患者の地域移行について検討をしていきます。また事業対象者のみならず、院内各スタッフや入院・外来患者に対し地域の社会資源を知ってもらい、地域生活の具体的なイメージ作りの一助として普及・啓発を実施します。その際地域生活の先輩としての当事者の活動は必須と考えます。

③地域生活安定を支える受け皿となる地域づくり

退院後地域で安心して安定した生活を継続する為の地域全体の理解や協力、また充足されていない社会資源の創設等を目指し、医療機関から地域への一連の架け橋的役割を担っていきます。

④ピアサポーターとの協働

対象者にとってピアの方々から受ける影響は計り知れないと考え、出来るだけ協働することを意識し、更にセンターとしてピア活動全般へのバックアップ体制も整えていきます。

(2) 他事業との連携

①「自立生活アシスタント事業」との連携

地域移行後のサポート体制を手厚くすることが必要です。地域生活の安心安定と再発予防の目的で、自立生活アシスタント事業と協働した形で地域定着の為の支援を構築します。

②「指定一般相談支援事業（地域移行支援）」との連動

支援対象者のうち 6 か月以内での退院が見込まれそうな場合は、地域相談支援に移行して支援を実施することを検討します。

③「地域自立支援協議会」等の活用

他障害や地域関係機関との連携によるネットワークを生かした地域定着の安定を図ります。

(3) その他

①個人情報保護

対象者やその家族の個人情報については守秘義務を遵守し、職員については外部研修の受講を奨励し、加えて定期的にセンター内研修を実施した上で個人情報保護を徹底します。

②職員の資質の向上

より良い事業実施に向けて、事業担当職員ならびにセンター職員のスキル向上を目的に、研修や講習会等積極的に参加し、また職員会議等でもケース検討を実施するなど常に研鑽に努めます。

VI. 自立生活アシスタント事業

本事業は、障害者が地域で安心して自立した生活が送れるように、日常生活上の相談・助言・情報提供・コミュニケーション支援を当センターの専門性を活かし自立に向けた個別支援を包括的に行うことにより、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めることを目的とします。

本事業を遂行するためには既存の受託事業所、区福祉保健センター、医療機関及び地域の関係機関との協力や理解を得ながら、利用者の地域生活の継続的な安定を目指し、24 時間の緊急時連絡相談体制をもって事業展開を図ります。

(1) 支援内容

利用者との契約により、担当職員が個別支援計画に沿ったきめの細かい個別支援を実施します。

①訪問による生活上の支援（定期的に自宅への訪問）

- ・衣食住に関する支援 …規則正しい生活を送るための助言等
- ・健康管理に関する支援…服薬・通院、その他身体的な健康管理を維持するための助言等
- ・消費生活に関する支援…金銭の計画的な用途や浪費防止のための支援・助言等
- ・余暇活動に関する支援…引きこもりや外出が苦手な方への情報提供や活動計画の助言等

②コミュニケーション支援

- ・対人関係の調整…家族・友人・近隣とのトラブルや関係修復等の調整
- ・職場・通所先との連絡調整…職場や通所先での問題・課題に関する調整や利用者自身で解決する力をつける目的でのサポート等

(2) 普及・啓発活動

利用者が地域で安定した生活を送るためには、地域や医療機関、関係機関との連携が不可欠であり、そのための普及・啓発活動は、支援センター事業、地域移行・地域定着支援事業と共に積極的に実施してまいります。

Ⅶ. 生活支援事業 ～宿泊支援事業～

精神科医療機関に入院中の方で、退院して地域生活を目指すための支援において、支援センター外の宿泊提供施設を利用する事により、入院中では体験できない生活体験の拡大と獲得、具体的な地域生活のイメージ作り等を目的として実施します。

※別紙「宿泊支援事業計画書」参照

①実施形態

「公益財団法人紫雲会」と「NPO 法人ハーベストの会」との事業協定により、緑区生活支援センターが事務局となり、ハーベストの会のグループホーム「ピオ茅ヶ崎」の居室を宿泊提供施設として実施。

緑区生活支援センターの職員が事業の利用者に同行し、グループホーム内の別室（宿直室）に1泊一緒に宿泊しながら、個別支援計画に基づいた宿泊体験支援を実施します。

②実施回数 年間6回を予定

《自主事業別表》

【季節の年間行事】

実施月	行事	内容
5月	バスハイク	緑区福祉保健センター生活教室との合同実施、観光又はBBQなど
6月	蛍鑑賞会	緑区地域の特色を生かした行事として近隣の四季の森公園にて実施
8月	納涼会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、流しそうめん予定
9月	コスモスフェスタ	緑区地活ホームとの合同実施、地域のお祭りとして施設を開放
12月	クリスマス会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、クリスマス会のイベント

【プログラム】

プログラム	内容	実施頻度
昼食会・作って食べよう・たこ焼き会	調理練習、メンバー交流の機会として実施	月1回
スポーツ根性クラブ (ショートテニス、ソフトバレー)	健康維持、楽しみながら交流を図る目的で実施	年6回
緑菜園	自然農法による植え付けから収穫までを体験	不定期
JNK (自分の悩みを語りましょうの会)	当事者同士の語り合いの会（利用者の自主事業）	月1回
メンバーミーティング	支援センターの自主的な利用に向けての話し合い	年4回
女子会	女性メンバーによる女性同士の話し合いと交流	年4回
卓球大会	スポーツを通じた楽しみとメンバー交流	年1回
ビーズサークル	余暇の拡大支援とメンバー交流	年3回
革細工倶楽部	余暇の拡大支援とメンバー交流	年2回
ソフトボール	地域の地活センターと合同のスポーツプログラム	年9回

平成27年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市緑区精神障害者生活支援センター

運営法人：公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位：千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	63,002	45,048	7,559	10,395	
合 計	63,002	45,048	7,559	10,395	

【支出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	54,102	37,168	6,999	9,935	
所長			0	0	
常勤職員					5名
非常勤職員	13,483	9,731	0	3,752	4名
アルバイト					週4日
調理アルバイト	1,270	1,270			1日2名週3日換算
嘱託医賃金	935	935			2名
法定福利費	6,787	4,753	848	1,186	
退職給与引当金	120	120			
福利厚生費	622	380	96	146	共済掛金
労務厚生費	100	70	10	20	職員健康診断
施設管理費	4,247	4,247			
光熱水費	2,290	2,290			電気・ガス・水道
庁舎管理	1,830	1,830			地活ホームとの按分
修繕積立金	200	200			
入浴サービス等実費徴収額	△ 73	△ 73			入浴・洗濯・インターネット分
運営費	4,653	3,633	560	460	
旅 費	940	700	170	70	職員出張旅費
消耗品費	462	462			事務用品・日用品等・防災備蓄品
印刷製本費	200	120	40	40	印刷・コピー代
修繕費	182	182			小修理 ※宿泊支援事業費より+102
通信運搬費	690	450	120	120	電話料金・切手・振込手数料等
賃借料	980	580	200	200	車両・駐車場・コピー機リース料
備品等購入費	500	500			器具什器・電話機交換400
保険料	90	90			施設賠償保険料
雑費	609	549	30	30	教養娯楽費・研修費・各種会費等
本部繰入金	0	0			
合 計	63,002	45,048	7,559	10,395	※62,500+102(宿泊支援事業分)

I. 運営方針

生活支援センターは、横浜市がこれまで1区1館整備をしてきた経緯から、精神保健福祉分野における相談支援事業の要として、役割を期待される立場であると考えます。今年度も引き続き支援センター運営上の方針において、より積極的なアウトリーチを意識した「相談支援業務」の実施と拡充を目的にします。その為に、業務全般の振り返りや検討を行うことや、地域や横浜市全体において支援センターに求められている役割は何かをしっかりと見据えた上で、運営の更なる充実と安定を図っていきたく考えます。特に今年度よりスタートの「基幹相談支援センター」においても定例カンファを含めた業務連携を積極的に実施し、生活支援センターの役割を果たしていく考えです。

また「相談支援事業」は「地域活動支援センター事業」「地域移行・地域定着支援事業」「自立生活アシスタント事業」の3事業がそれぞれ良い形で連動、補完した事業展開となっていく必要があると考えます。

「地域移行・地域定着支援事業」「自立生活アシスタント事業」については、長期入院からの退院、地域移行、そしてその先の安心・安定した地域生活の維持までを網羅した、一つの繋がりの有る地域支援として捉えています。更には「地域活動支援センター事業」も有機的に絡んだ形で、各事業が相互に包括的に連携した事業展開を目指します。またその中では常に、支援センターのスタート地点である「基本相談」「居場所機能」の大切さも忘れてはならないと考えます。また区福祉保健センターや地域の家族会、他の事業所等と協働し、「訪問、同行」を積極的に実施しながら「地域に向いた形での支援」に取り組んでいくことも当センターの責務と考えています。

これらの事業を確立させる為にも、区内におけるネットワーク強化を目指し、地域全体の課題に取り組む上での中核を担う機関として、緑区生活支援センターの更なる向上を目指していきます。

II. 生活支援センター概要

《設置・運営法人》

設置：横浜市 運営：公益財団法人 紫雲会

《開館時間・休館日》

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 毎月第1火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

《職員配置》

○センター長 1名

○相談員 10名（常勤・非常勤9名、アルバイト職員1名）

○その他 嘱託医、心理士、調理アルバイト

《実施事業》

- ・地域活動支援センター事業
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業
- ・自立生活アシスタント事業
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業）

《業務分担》

業務分担については、個々の職員の適性や経験を考慮し、適切に配置します。

《年間行事計画》

緑区の特性を鑑みながら、利用者の地域生活支援に役立つ行事・プログラム等企画・実施します。

Ⅲ. 指定一般・指定特定相談支援事業

「指定一般相談支援事業」「指定特定相談支援事業」について、事業実施の拡充と、地域の中で実施における信頼を得ることを目指して、支援センターにおける相談支援の更なる充実を図っていきます。また当事者やご家族が支援やサービスの利用を検討するにあたり、地域における相談窓口の第一義的な役割を果たしていくことが出来るよう、事業所としての自覚を意識するとともに、従事する職員の資質の向上に努めます。また事業遂行にあたり、区福祉保健センター及び地域の関係機関、サービス提供事業所等との有機的な連携体制を図ります。

1. 指定一般相談支援事業

精神科医療機関の入院から地域生活への移行が可能な患者さんについて、医療機関、担当区、他の関係機関、ご家族等と協働し、ご本人の希望に最大限寄り添い、地域移行支援では6ヶ月を目安に支援を実施します。ただ単に地域へ退院する事のみでなく、その先の地域生活の安心と継続を見据えた中、地域の関係機関との連携や、ご本人見守り支援のためのネットワークづくりを目指します。その中で起こり得る緊急時の対応、対処が取れる様、自立生活アシスタント事業を含めた地域定着支援を連動させて実施し、地域生活継続上の安心を提供します。

2. 指定特定相談支援事業

地域における安心した生活の継続を目的に、各種サービスの利用を希望される主に緑区在住の対象者について「サービス等利用計画」を作成し、ご本人の目的や希望に添った地域生活実現の為に、より良いサービスが提供できる事業所を検討しプランを作成します。事業実施において、ご本人のアセスメント、関係機関との連絡調整とネットワークの構築、さらには適宜のモニタリング等をしっかりと実施していく事に加え、より質の高いプランを提供出来るよう、研修受講や勉強会の機会を持つ等で各職員やセンター全体の資質とスキルの向上を目指します。

Ⅳ. 地域活動支援センター 事業

1. 相談支援

①「基本相談」

支援センターの拠り所と言えるべき相談の形と考え、今後も利用者との関わりの第一歩として、また生活面全般の「よろず相談」としてのセンター機能を大切にしていこうと考えます。

②「囑託医相談」

医療や服薬についての相談は、当事者や家族の方々の相談支援には欠かすことのできない側面と考えます。相談内容は必要に応じて職員と情報共有させて頂き、利用者のより良い支援に繋がります。

③「心理士による相談会」

心理士の専門性を活かした相談会として、継続的に実施します。

2. 訪問・同行

①定期的な訪問等により、引きこもりの防止や単身生活における安心のための見守り支援を実施します。

②不穏時や緊急時、区福祉保健センターや関係機関との連携による緊急訪問や安否確認の為に訪問を実施します。また必要に応じて、医療機関へ繋げる等の緊急対応を検討し支援します。

③利用者単独では困難な制度の手続きや、通院等の同行により、不安の軽減や自信をつける事への支援を目的とします。

3. 日中活動支援

①フリースペース機能

- ・仲間作りや交流の場として、自由にくつろげる「居場所」としての場を提供します。また職員は「基本相談」の場としての重要な役割を持つ機能を意識した関わりをします。
- ・関係性構築の中から利用者のニーズをキャッチし、必要に応じて計画相談に繋がります。

②各種サービスの提供

・夕食サービス

季節を感じることを出来るメニュー提供や、栄養バランスを考えた食事提供を心掛けます。

27年度は相談支援事業の強化を目的とした「食事提供に関するモデル事業」を実施しました。食事提供日数については、モデル事業の検討結果等により横浜市とも相談の上再検討していきます。

・入浴、洗濯サービス

衛生面には留意し、地域における日常生活に役立つよう意識してのサービス提供を実施します。

・インターネットサービス

利用者が手軽に様々な情報収集することが可能な環境の提供として実施します。また、パソコン操作が不慣れた利用者についても利用が可能な様、職員が適宜対応します。

③情報提供

制度や法律、社会資源等の情報を迅速に収集し、様々な手段での情報提供を実施します。

(館内掲示、センター発行紙、ホームページ、チラシの配布等)

情報提供の場所についても、より利用者の目に留まりやすい様、配慮していきます。

④場の提供

地域の関係機関・家族会・ボランティア活動・自主サークル活動等に於ける場の提供をします。

4. 家族支援

緑区のみどり会とは日頃の様々な関わりから、良い関係性を築かせて頂いています。

例えば「みどり会定例会への定期参加」や支援センターでの「みどり会新年会の開催」や、地域での「こころの病を知る講座～家族の想いを語る～」にてみどり会の協力を得た講座実施等、今後も様々な場面での協働や協力、連携を実施していく予定です。

- ①「家族の負担」を軽減するための様々な支援を実施します。
- ②「家族の力」を応援します。
- ③「みどり会（家族会）」の活動に協力、協働します。
- ④「家族のための家族学習会」の実施にあたっては、協力や必要なバックアップをします。
- ⑤区福祉保健センターと協働し、家族向けの講座「家族教室」を実施します。

5. 地域連携・地域交流

①関係機関との連携

区福祉保健センター、地域活動支援センター、地域活動ホーム（基幹相談支援センター）、地域ケアプラザ等々、精神関連施設のみならず障害の枠を超えて必要な連携が迅速に取れるよう、日ごろからの業務連携や顔の見える関係づくりを心がけます。また、計画相談支援等の実施では区福祉保健センター高齢障害支援課との密なる連携は欠かすことができず、引き続き連絡会を実施していきます。

②地域交流

自治会の催事や防災訓練、地域の行事等に協力し積極的に地域交流を図ります。また、当事者の方々が地域の一員として地域住民の方々との関わりが持てるよう、地域に出向く事を意識します。

緑区社協福祉部会との連携で、地域における災害時の取り組みとして、事業所が孤立してしまうことの無いよう中山地区での顔の見える関係作りに協力していきます。

6. 普及啓発活動

地域における精神障害者に対する偏見・差別はまだまだ否めないのが現状です。「精神障害についての正しい知識」を地域の方々に伝えることも支援センターの責務と考え、地域へ出向き各方面に様々な情報発信をしていきます。

- ①地域の支援者（民生委員、ケアマネージャ等）や一般住民に向けて「講座」等の実施
- ②ケアプラザと協働し「講座」「出張個別相談会」等の継続した実施
- ③精神科医療機関に出向き地域の社会資源等の紹介講座実施
- ④その他必要に応じての相談会や講座、配布物その他等で地域に向けての情報を発信

7. ピア活動等の推進

ピア活動やボランティア活動の推進、協力、バックアップをします。また将来福祉の業界を担うであろう福祉系大学や専門学校学生の実習も積極的に受けます。

また「キャラバン隊かめ（旭区を中心に活動している当事者グループ）」の当事者活動を継続的に応援し、地域移行支援の院内活動等においても協働します。その活動を通じて緑区で立ち上がった「緑区生活支援センター利用者の当事者自主活動の会：JNK～自分の悩みを語りましょうの会～」について、今後も継続的にバックアップしていきます。

8. 自主事業

※最終ページの別表参照

季節に合った行事やイベント、プログラムを実施します。

仲間づくり、協働、達成感、趣味の活動や行動の幅を広げること、外に出るためのきっかけ作り等を目的に、生活スキル向上や知識として役立つ講座等の企画など必要に応じて実施していきます。また、メンバーミーティングの実施や意見箱、利用者アンケート等も活用し、利用者の意見も取り入れながら実施します

一方、緑区ならではの地域性を活かした独自のプログラムを大切にしていきます。

- ・「緑菜園」（緑区市民農園を借りて野菜の種付けから収穫と収穫した野菜の調理等）
- ・「蛍鑑賞会」（徒歩圏内にある四季の森公園にて光る蛍を見に行く毎年恒例のイベント）
- ・「JNK」（自分の悩みを語りましょうの会）当事者の自主活動の会

9. その他

○衛生管理

職員全員が衛生管理の意識を徹底し、日常清掃の他に、年2回定期的に「専門業者による館内清掃」「害虫駆除」、月4回の「近隣地域作業所との委託契約による館内清掃」の実施、月1回の食器類や調理器具の漂白消毒等実施し、衛生管理には細心の注意を払います。

また、害虫の持ち込み等予想外の状況も想定しながら、日頃の衛生管理の意識を高めていきます。

○安全管理・危機管理

「安全管理・緊急対策マニュアル」に基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底し、万一事故の場合には迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。また年2回の防災訓練の実施により、迅速な消火活動、避難誘導が行えるように努めます。

災害時には、緑区役所との「特別災害避難場所に協力する協定」に基づき、必要数の非常食を備蓄し、要援護者への救済等災害時の対応にも協力していきます。

○個人情報保護

職員の守秘義務を徹底し、個人情報外部に漏れることのない様、情報の含まれる書類等の保管や記憶媒体のセキュリティー化などに細心の注意を払い、利用者の個人情報保護に努めます。

「横浜市個人情報の保護に関する条例」「厚労省個人情報ガイドライン」「障害者虐待防止法」等を遵守し、個人情報保護及び情報公開、人権擁護に努めます。また研修の実施、職場内に於いては定期的な検討を行います。

○苦情解決に関する取り扱い

苦情相談について苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。

また、「利用者アンケート」「意見箱の設置」「メンバーミーティング」などから常に利用者の声に耳を傾け、センター運営の改善に努めます。

○職員資質の向上・人材育成

職員は施設設置の各種マニュアル、運営規程、要項等を熟知し、それらに基づいた支援を常に考察します。また外部の研修や講習会に積極的に参加し、報告書や職場内研修等で他の職員と共有すると共に、職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。また福祉系専門学校や大学、医療機関等の実習生を積極的に受け入れ、将来福祉職従事を目指す学生の養成を応援します。

V. 地域移行・地域定着支援事業

地域移行・地域定着支援事業は、平成19年度横浜市の本事業開始当初より緑区生活支援センターで継続して実施している事業です。これまでの実績やノウハウを活かして、一人でも多くの社会的入院と言われている方々の地域移行を実現すべく幅広く事業を実施します。また退院後も安心して地域生活が継続出来るように、「他事業・他機関との連携」や受け入れ側である「地域づくりの視点」も重視していきます。担当職員においても「指定一般相談支援事業」「自立生活アシスタント事業」との連動を意識した中、支援センター全体で本事業を遂行していく支援体制で実施します。

また、当事業実施の他区支援センター担当職員及び医療機関や区福祉保健センター等と協働し、事業実施における地域課題の検討や、事業について今後の方向性も含め検討していきます。

- ・横浜市の大きな売りである『精神科医療機関に向けての普及啓発活動』のさらなる拡充
- ・『指定一般相談支援事業の対象にならない入院患者さんに向けての根気強い関わり』

この2点を当事業の重要な目的として実施します。

(1) 支援内容

①対象者の思いに寄り添った個別支援

十分なアセスメントを基にした個別支援計画を立てた中、対象者の地域移行に向けてのニーズや思いに寄り添ったきめ細かい支援を行います。

指定一般相談支援事業の対象外の方（退院に向けての希望がまだ固まっていない入院患者等）に向けて、根気強く関わりを続けます。

②精神科医療機関との有機的な連携に繋がる関係づくり

精神科医療機関との密な連携を心がけ、院内スタッフと協働して入院患者の地域移行について検討していきます。また事業対象者のみならず、院内各スタッフや入院・外来患者に対し地域の社会資源を知ってもらい、地域生活の具体的なイメージ作りの一助として普及・啓発を実施します。その際地域生活の先輩としての当事者の活動は必須と考えます。

③地域生活安定を支える受け皿となる地域づくり

退院後地域で安心して安定した生活を継続する為の地域全体の理解や協力、また充足されていない社会資源の創設等を目指し、医療機関から地域への一連の架け橋的役割を担っていきます。

④ピアサポーターとの協働

対象者にとってピアの方々から受ける影響は計り知れないと考え、出来るだけ協働することを意識し、更にセンターとしてピア活動全般へのバックアップ体制も整えていきます。

⑤地域生活の体験

入院中では体験できない生活体験の拡大と獲得、具体的な地域生活のイメージ作り等を目的とし、「グループホームの空き室を利用した体験宿泊」を実施します。

※実施形態

「公益財団法人紫雲会」と「NPO 法人ハーベストの会」との協定により、緑区生活支援センターが事務局となり、ハーベストの会のグループホーム「ピオ茅ヶ崎」の居室を宿泊提供施設として実施します。緑区生活支援センターの職員が利用者に同行し、グループホーム内の別室（宿直室）と一緒に宿泊しながら、個別支援計画に基づいた宿泊体験支援を実施します。

(2) 他事業との連携

①「自立生活アシスタント事業」との連携

地域移行後のサポート体制を手厚くすることが必要です。地域生活の安心安定と再発予防の目的で、自立生活アシスタント事業と協働した形で地域定着の為の支援を構築します。

②「指定一般相談支援事業（地域移行支援）」との連動

支援対象者のうち 6 か月以内での退院が見込まれそうな場合は、計画相談を導入し、さらに支援者を厚くした上で、地域相談支援に移行しての支援を実施することを検討します。

③「地域自立支援協議会」等の活用

他障害や地域関係機関との連携によるネットワークを生かした地域定着の安定を図ります。

(3) その他

①個人情報保護

対象者やその家族の個人情報については守秘義務を遵守し、職員については外部研修の受講を奨励し、加えて定期的にセンター内研修を実施した上で個人情報保護を徹底します。

②職員の資質の向上

より良い事業実施に向けて、事業担当職員ならびにセンター職員のスキル向上を目的に、研修や講習会等積極的に参加し、また職員会議等でもケース検討を実施するなど常に研鑽に努めます。

VI. 自立生活アシスタント事業

本事業は、障害者が地域で安心して自立した生活が送れるように、日常生活上の相談・助言・情報提供・コミュニケーション支援を当センターの専門性を活かし自立に向けた個別支援を包括的に行うことにより、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めることを目的とします。

本事業を遂行するためには既存の受託事業所、区福祉保健センター、医療機関及び地域の関係機関との協力や理解を得ながら、利用者の地域生活の継続的な安定を目指し、24 時間の緊急時連絡相談体制をもって事業展開を図ります。

(1) 支援内容

利用者との契約により、担当職員が個別支援計画に沿ったきめの細かい個別支援を実施します。

①訪問による生活上の支援（定期的に自宅への訪問）

- ・衣食住に関する支援 …規則正しい生活を送るための助言等
- ・健康管理に関する支援…服薬・通院、その他身体的な健康管理を維持するための助言等
- ・消費生活に関する支援…金銭の計画的な使途や浪費防止のための支援・助言等
- ・余暇活動に関する支援…引きこもりや外出が苦手な方への情報提供や活動計画の助言等

②コミュニケーション支援

- ・対人関係の調整…家族・友人・近隣とのトラブルや関係修復等の調整
- ・職場・通所先との連絡調整…職場や通所先での問題・課題に関する調整や利用者自身で解決する力をつける目的でのサポート等

(2) 普及・啓発活動

利用者が地域で安定した生活を送るためには、地域や医療機関、関係機関との連携が不可欠であり、そのための普及・啓発活動は、支援センター事業、地域移行・地域定着支援事業と共に積極的に実施していきます。

《自主事業別表》

【季節の年間行事】

実施月	行事	内容
5月	バスハイク	緑区福祉保健センター生活教室との合同実施、観光又はBBQなど
6月	蛍鑑賞会	緑区地域の特色を生かした行事として近隣の四季の森公園にて実施
8月	納涼会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、流しそうめんを予定
9月	コスモスフェスタ	緑区地活ホームとの合同実施、地域のお祭りとして施設を開放
10月	バスハイク	緑区福祉保健センター生活教室との合同実施、観光又はBBQなど
12月	クリスマス会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、クリスマス会のイベント

【プログラム】

プログラム	内容	実施頻度
たこ焼き会	メンバー交流の機会として実施	年4回
スポーツ根性クラブ (ショートテニス、ソフトバレー)	健康維持、楽しみながら交流を図る目的で実施	不定期
緑菜園	自然農法による植え付けから収穫までを体験	月1回
JNK (自分の悩みを語りましょうの会)	当事者同士の語り合いの会（利用者の自主事業）	月1回
メンバーミーティング	支援センターの自主的な利用に向けての話し合い	年4回
女子会	女性メンバーによる女性同士の話し合いと交流	年4回
卓球大会	スポーツを通じた楽しみとメンバー交流	年1回
ビーズサークル	余暇の拡大支援とメンバー交流	年2回
ソフトボール	地域の地活センターと合同のスポーツプログラム	年9回

平成28年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市緑区精神障害者生活支援センター

運営法人：公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位：千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	64,169	48,439	4,910	10,820	
合 計	64,169	48,439	4,910	10,820	

【支出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	55,572	40,706	4,428	10,438	
所長					
常勤職員					5名
非常勤職員	12,941	9,314		3,627	4名
アルバイト					週4日
調理アルバイト	2,098	2,098			1日2名
嘱託医賃金	935	935			2名
法定福利費	6,663	4,843	538	1,282	
退職給与引当金	121	121			
福利厚生費	624	411	60	153	共済掛金
労務厚生費	100	70	10	20	職員健康診断
施設管理費	4,425	4,425	0	0	
光熱水費	2,430	2,430			電気・ガス・水道
庁舎管理	1,860	1,860			地活ホームと按分
修繕積立金	200	200			
入浴サービス等実費徴収額	△ 65	△ 65			入浴・洗濯・インターネット代
運営費	4,172	3,308	482	382	
旅 費	918	618	200	100	職員出張旅費
消耗品費	480	480			事務・日用品・災害用備蓄品
印刷製本費	230	130	50	50	印刷・コピー代
修繕費	500	500			小修理
通信運搬費	600	400	100	100	電話料金・切手・振込手数料等
賃借料	538	304	117	117	車両・駐車場・コピー機リース
備品等購入費	259	259			器具什器費
保険料	90	90			施設賠償保険料
雑費	557	527	15	15	教養娯楽費・研修費・各種会費等
本部繰入金	0				
合 計	64,169	48,439	4,910	10,820	

I. 運営方針

28 年度より各区において「基幹相談支援センター」がスタートし、地域での総合相談支援機関としての様々な取り組みを展開することになりました。生活支援センターは、その両輪の輪としての位置づけから、精神保健福祉分野に特化した相談支援事業所の専門性を活かした中で、基幹相談支援センターや区福祉保健センターとの連携をさらに強化し、「障害をお持ちの方々がより暮らしやすい地域づくり」に貢献していく役割を担う必要があると考えます。定例カンファにおいて個別のケースを共有し検討することや、地域移行支援におけるノウハウを共有することなど、生活支援センターがこれまで培ってきた精神保健分野における様々なスキルや経験の積み重ねを、基幹相談支援センターと共に地域へ還元していくことが責務と考えます。緑区は「横浜市初の 3 障害一体型施設」として建築された地域活動ホームとの合築施設であり、基幹相談支援センターとは日頃から「顔の見える関係」を構築しており、この物理的に恵まれた環境であることを活かし、連携のモデルとなれるようなより良い連携関係を目指し、地域での相談支援体制強化に繋がります。

また今年度も引き続き、より積極的なアウトリーチを意識した「相談支援業務」の実施と拡充を強化します。その為に、継続的に業務全般の振り返りや検討を実施し、地域や横浜市全体において生活支援センターに求められている役割は何かをしっかりと見据えた上で、運営の更なる充実と安定を図っていきたいと考えます。

「相談支援事業」「地域活動支援センター事業」「地域移行・地域定着支援事業」「自立生活アシスタント事業」の 4 事業については、長期入院からの退院、地域移行、そしてその先の安心・安定した地域生活の維持までを網羅した、一つの繋がりの有る地域支援として捉えています。各事業を相互に包括的に連携させた事業展開を目指します。また常に、支援センターのスタート地点である「基本相談」「居場所機能」の大切さも忘れてはならないと考えます。

利用者の皆さまや関係機関からの信頼を頂きながら地域へ貢献できる生活支援センターの運営を目指すために、職員の資質向上に向けた自己研鑽の場を重視し、知識及びスキルの向上を図ります。

II. 生活支援センター概要

〈設置・運営法人〉 設置：横浜市 運営：公益財団法人 紫雲会

〈開館時間・休館日〉

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
休館日 毎月第 1 火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

〈職員配置〉

○センター長 1 名
○相談員 10 名（常勤・非常勤・アルバイト職員）
○その他 嘱託医、心理士、調理アルバイト

〈実施事業〉

- ・地域活動支援センター事業
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業
- ・自立生活アシスタント事業
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業）

〈業務分担〉

業務分担については、個々の職員の適性や経験を考慮し、適切に配置します。

〈年間行事計画〉

緑区の特性を鑑みながら、利用者の地域生活支援に役立つ行事・プログラム等企画・実施します。

Ⅲ. 指定一般・指定特定相談支援事業

「指定一般相談支援事業」「指定特定相談支援事業」について、事業実施の拡充と、地域の中で実施における信頼を得ることを目指して、支援センターにおける相談支援の更なる充実を図っていきます。また当事者やご家族が支援やサービスの利用を検討するにあたり、地域における相談窓口の第一義的な役割を果たしていくことが出来るよう、事業所としての自覚を意識するとともに、従事する職員の資質の向上に努めます。また事業遂行にあたり、区福祉保健センター及び地域の関係機関、サービス提供事業所等との有機的な連携体制を図ります。

1. 指定一般相談支援事業

精神科医療機関の入院から地域生活への移行が可能な患者さんについて、医療機関、担当区、他の関係機関、ご家族等と協働し、ご本人の希望に最大限寄り添い、地域移行支援では6ヶ月を目安に支援を実施します。ただ単に地域へ退院する事のみでなく、その先の地域生活の安心と継続を見据えた中、地域の関係機関との連携や、ご本人見守り支援のためのネットワークづくりを目指します。その中で起こり得る緊急時の対応、対処が取れる様、自立生活アシスタント事業を含めた地域定着支援を連動させて実施し、地域生活継続上の安心を提供します。

2. 指定特定相談支援事業

地域における安心した生活の継続を目的に、各種サービスの利用を希望される主に緑区在住の対象者について「サービス等利用計画」を作成し、ご本人の目的や希望に添った地域生活実現の為に、より良いサービスが提供できる事業所を検討しプランを作成します。事業実施において、ご本人のアセスメント、関係機関との連絡調整とネットワークの構築、さらには適宜のモニタリング等をしっかりと実施していく事に加え、より質の高いプランを提供出来るよう、研修受講や勉強会の機会を持つ等で各職員やセンター全体の資質とスキルの向上を目指します。

Ⅳ. 地域活動支援センター 事業

1. 相談支援

①「基本相談」

支援センターの拠り所と言えるべき相談の形と考え、今後も利用者との関わりの第一歩として、また生活面全般の「よろず相談」としてのセンター機能を大切にしていこうと考えです。

②「嘱託医相談」

医療や服薬についての相談は、当事者や家族の方々の相談支援には欠かすことのできない側面と考えます。相談内容は必要に応じて職員と情報共有させて頂き、利用者のより良い支援に繋がります。

③「心理士による相談会」

心理士の専門性を活かした相談会として、継続的に実施します。

2. 訪問・同行

- ①定期的な訪問等により、引きこもりの防止や単身生活における安心のための見守り支援を実施します。
- ②不穏時や緊急時、区福祉保健センターや関係機関との連携による緊急訪問や安否確認の為に訪問を実施します。また必要に応じて、医療機関へ繋げる等の緊急対応を検討し支援します。
- ③利用者単独では困難な制度の手続きや、通院等の同行により、不安の軽減や自信をつける事への支援を目的とします。

3. 日中活動支援

①フリースペース機能

- ・仲間作りや交流の場として、自由にくつろげる「居場所」としての場を提供します。また職員は「基本相談」の場としての重要な役割を持つ機能を意識した関わりをします。
- ・関係性構築の中から利用者のニーズを掴み、必要に応じて計画相談及びその他の事業に繋がります。

②各種サービスの提供

・夕食サービス

季節を感じる事の出来るメニュー提供や、栄養バランスを考えた食事提供を心掛けます。

27年度に実施した「食事提供に関するモデル事業」の検討結果を踏まえ横浜市とも相談の上、相談支援業務の更なる強化を目的に、食事の提供日数については適宜検討していきます。

・入浴、洗濯サービス

衛生面には留意し、地域における日常生活に役立つよう意識してのサービス提供を実施します。

・インターネットサービス

利用者が手軽に様々な情報収集することが可能な環境の提供として実施します。また、パソコン操作が不慣れな利用者についても利用が可能な様、職員が適宜対応します。

③情報提供

制度や法律、社会資源等の情報を迅速に収集し、様々な手段での情報提供を実施します。

(館内掲示、センター発行紙、ホームページ、チラシの配布等)

情報提供の場所についても、より利用者の目に留まりやすい様、配慮していきます。

④場の提供

地域の関係機関・家族会・ボランティア活動・自主サークル活動等に於ける場の提供をします。

4. 家族支援

緑区の家族会「みどり会」とは日頃の様々な関わりから、良い関係性を築かせて頂いています。

例えば「みどり会定例会への定期参加」や支援センターでの「みどり会新年会の開催」や、地域での「こころの病を知る講座～家族の想いを語る～」にてみどり会の協力を得た講座実施等、今後も様々な場面での協働や協力、連携を実施していく予定です。

- ①「家族の負担」を軽減するための様々な支援を実施します。
- ②「家族の力」を応援します。
- ③「みどり会（緑区家族会）」の活動に協力、協働します。
- ④「家族のための家族学習会」の実施にあたっては、協力や必要なバックアップをします。
- ⑤区福祉保健センターと協働し、家族向けの講座「家族教室」を実施します。

5. 地域連携・地域交流

①関係機関との連携

区福祉保健センター、地域活動支援センター、地域活動ホーム（基幹相談支援センター）、地域ケアプラザ等々、精神関連施設のみならず障害の枠を超えて必要な連携が迅速に取れるよう、日ごろからの業務連携や顔の見える関係づくりを心がけます。また、計画相談支援等の実施では区福祉保健センター高齢障害支援課との密なる連携は欠かすことができず、引き続き連絡会を実施していきます。

②地域交流

自治会の催事や防災訓練、地域の行事等に協力し積極的に地域交流を図ります。また、当事者の方々が地域の一員として地域住民の方々との関わりが持てるよう、地域に出向く事を意識します。

緑区社会福祉協議会福祉部会との連携で、地域における災害時の取り組みとして、事業所が孤立してしまうことの無いよう中山地区での顔の見える関係作りに協力していきます。

6. 普及啓発活動

地域における精神障害者に対する偏見・差別はまだまだ否めないのが現状です。「精神障害についての正しい知識」を地域の方々に伝えることも支援センターの責務と考え、地域へ出向き各方面に様々な情報発信をしていきます。

- ①地域の支援者（民生委員、ケアマネージャ等）や一般住民に向けて「講座」等の実施
- ②ケアプラザと協働し「特別講座」「出張個別相談会」等の継続した実施
- ③精神科医療機関に出向き地域の社会資源等の紹介講座実施
- ④その他必要に応じての相談会や講座、配布物その他等で地域に向けての情報を発信

7. ピア活動等の推進

ピア活動やボランティア活動の推進、協力、バックアップをします。また将来福祉の業界を担うであろう福祉系大学や専門学校学生の実習も積極的に受けます。

また「キャラバン隊かめ（旭区を中心に活動している当事者グループ）」の当事者活動を継続的に応援し、地域移行支援の院内活動等においても協働します。その活動を通じて緑区で立ち上がった「緑区生活支援センター利用者の当事者自主活動の会：JNK～自分の悩みを語りましょうの会～」について、今後も継続的にバックアップしていきます。

8. 自主事業

※最終ページの別表参照

季節に合った行事やイベント、プログラムを実施します。

仲間づくり、協働、達成感、趣味の活動や行動の幅を広げること、外に出るためのきっかけ作り等を目的に、生活スキル向上や知識として役立つ講座等の企画など必要に応じて実施していきます。また、メンバーミーティングの実施や意見箱、利用者アンケート等も活用し、利用者の意見も取り入れながら実施します。一方、緑区ならではの地域性を活かした独自のプログラムや、緑区内関係機関の連携により実施するプログラム等々を大切にしていきます。

- ・「緑菜園」（緑区市民農園を借りて野菜の種付けから収穫と収穫した野菜の調理等）
- ・「蛍鑑賞会」（徒歩圏内にある四季の森公園にて光る蛍を見に行く毎年恒例のイベント）
- ・「JNK」（自分の悩みを語りましょうの会）当事者の自主活動の会
- ・緑区合同「クリスマス会」、「納涼会（流しそうめん）」

9. その他

○衛生管理

職員全員が衛生管理の意識を徹底し、日常清掃の他に、年2回定期的に「専門業者による館内清掃」「害虫駆除」、月4回の「近隣地域作業所との委託契約による館内清掃」の実施、月1回の食器類や調理器具の漂白消毒等実施し、衛生管理には細心の注意を払います。

また、害虫の持ち込み等予想外の状況も想定しながら、日頃の衛生管理の意識を高めていきます。

○安全管理・危機管理

「安全管理・緊急対策マニュアル」に基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底し、万一事故の場合には迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。また年2回の防災訓練の実施により、迅速な消火活動、避難誘導が行えるように努めます。

災害時には、緑区役所との「特別災害避難場所に協力する協定」に基づき、必要数の非常食を備蓄し、要援護者への救済等災害時の対応にも協力していきます。

○個人情報保護

職員の守秘義務を徹底し、個人情報外部に漏れることのない様、情報の含まれる書類等の保管や記憶媒体のセキュリティー化などに細心の注意を払い、利用者の個人情報保護に努めます。

「横浜市個人情報の保護に関する条例」「厚労省個人情報ガイドライン」「障害者虐待防止法」等を遵守し、個人情報保護及び情報公開、人権擁護に努めます。また研修の実施、職場内に於いては定期的な検討を行います。

○苦情解決に関する取り扱い

苦情相談について苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。

また、「利用者アンケート」「意見箱の設置」「メンバーミーティング」などから常に利用者の声に耳を傾け、センター運営の改善に努めます。

○職員資質の向上・人材育成

職員は施設設置の各種マニュアル、運営規程、要項等を熟知し、それらに基づいた支援を常に考察します。また外部の研修や講習会に積極的に参加し、報告書や職場内研修等で他の職員と共有し、職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。また福祉系専門学校や大学、医療機関等の実習生を積極的に受け入れ、将来福祉職従事を目指す人材の養成を応援します。

V. 地域移行・地域定着支援事業

地域移行・地域定着支援事業は、平成19年度横浜市の本事業開始当初より緑区生活支援センターで継続して実施している事業です。これまでの実績やノウハウを活かして、一人でも多くの社会的入院と言われている方々の地域移行を実現すべく幅広く事業を実施します。また退院後も安心して地域生活が継続出来るように、「他事業・他機関との連携」や受け入れ側である「地域づくりの視点」も重視していきます。担当職員においても「指定一般相談支援事業」「自立生活アシスタント事業」との連動を意識した中、支援センター全体で本事業を遂行していく支援体制で実施します。

また、当事業実施の他区支援センター担当職員及び医療機関や区福祉保健センター等と協働し、事業実施における地域課題の検討や、事業について今後の方向性も含め検討していきます。

- ・横浜市の大きな売りである『精神科医療機関に向けての普及啓発活動』のさらなる拡充
- ・『指定一般相談支援事業の対象にならない入院患者さんに向けての根気強い関わり』

この2点を当事業の重要な目的として実施します。

(1) 支援内容

①対象者の思いに寄り添った個別支援

十分なアセスメントを基にした個別支援計画を立てた中、対象者の地域移行に向けてのニーズや思いに寄り添ったきめ細かい支援を行います。

指定一般相談支援事業の対象外の方（退院に向けての希望がまだ固まっていない入院患者等）に向けて、根気強く関わりを続けます。

②精神科医療機関との有機的な連携に繋がる関係づくり

精神科医療機関との密な連携を心がけ、院内スタッフと協働して入院患者の地域移行について検討をしていきます。また事業対象者のみならず、院内各スタッフや入院・外来患者に対し地域の社会資源を知ってもらい、地域生活の具体的なイメージ作りの一助として普及・啓発を実施します。その際地域生活の先輩としての当事者の活動は必須と考えます。

③地域生活安定を支える受け皿となる地域づくり

退院後地域で安心して安定した生活を継続する為の地域全体の理解や協力、また充足されていない社会資源の創設等を目指し、医療機関から地域への一連の架け橋的役割を担っていきます。

④ピアサポーターとの協働

対象者にとってピアの方々から受ける影響は計り知れないと考え、出来るだけ協働することを意識し、更にセンターとしてピア活動全般へのバックアップ体制も整えていきます。

⑤地域生活の体験

入院中では体験できない生活体験の拡大と獲得、具体的な地域生活のイメージ作り等を目的とし、「グループホームの空き室を利用した体験宿泊」を引き続き実施します。

※実施形態

「公益財団法人紫雲会」と「NPO 法人ハーベストの会」との協定により、緑区生活支援センターが事務局となり、ハーベストの会のグループホーム「ピオ茅ヶ崎」の居室を宿泊提供施設として実施します。緑区生活支援センターの職員が利用者に同行し、グループホーム内の別室（宿直室）に一緒に宿泊しながら、個別支援計画に基づいた宿泊体験支援を実施します。

(2) 他事業との連携

①「自立生活アシスタント事業」との連携

地域移行後のサポート体制を手厚くすることが必要です。地域生活の安心安定と再発予防の目的で、自立生活アシスタント事業と協働した形で地域定着の為の支援を構築します。

②「指定一般相談支援事業（地域移行支援）」との連動

支援対象者のうち 6 か月以内での退院が見込まれそうな場合は、計画相談を導入し、さらに支援者を厚くした上で、地域相談支援に移行しての支援を実施することを検討します。

③「地域自立支援協議会」等の活用

他障害や地域関係機関との連携によるネットワークを生かした地域定着の安定を図ります。

(3) その他

①個人情報保護

対象者やその家族の個人情報については守秘義務を遵守し、職員については外部研修の受講を奨励し、加えて定期的にセンター内研修を実施した上で個人情報保護を徹底します。

②職員の資質の向上

より良い事業実施に向けて、事業担当職員ならびにセンター職員のスキル向上を目的に、研修や講習会等積極的に参加し、また職員会議等でもケース検討を実施するなど常に研鑽に努めます。

VI. 自立生活アシスタント事業

本事業は、障害者が地域で安心して自立した生活が送れるように、日常生活上の相談・助言・情報提供・コミュニケーション支援を当センターの専門性を活かし自立に向けた個別支援を包括的に行うことにより、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めることを目的とします。

本事業を遂行するためには既存の受託事業所、区福祉保健センター、医療機関及び地域の関係機関との協力や理解を得ながら、利用者の地域生活の継続的な安定を目指し、24 時間の緊急時連絡相談体制をもって事業展開を図ります。

(1) 支援内容

利用者との契約により、担当職員が個別支援計画に沿ったきめの細かい個別支援を実施します。

①訪問による生活上の支援（定期的に自宅への訪問）

- ・衣食住に関する支援 …規則正しい生活を送るための助言等
- ・健康管理に関する支援…服薬・通院、その他身体的な健康管理を維持するための助言等
- ・消費生活に関する支援…金銭の計画的な用途や浪費防止のための支援・助言等
- ・余暇活動に関する支援…引きこもりや外出が苦手な方への情報提供や活動計画の助言等

②コミュニケーション支援

- ・対人関係の調整…家族・友人・近隣とのトラブルや関係修復等の調整
- ・職場・通所先との連絡調整…職場や通所先での問題・課題に関する調整や利用者自身で解決する力をつける目的でのサポート等

(2) 普及・啓発活動

利用者が地域で安定した生活を送るためには、地域や医療機関、関係機関との連携が不可欠であり、そのための普及・啓発活動は、支援センター事業、地域移行・地域定着支援事業と共に積極的に実施していきます。

《自主事業別表》

【季節の年間行事】

実施月	行事	内容
5月	バスハイク	緑区福祉保健センター生活教室との合同実施、観光又はBBQなど
6月	蛍鑑賞会	緑区地域の特色を生かした行事として近隣の四季の森公園にて実施
8月	納涼会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、流しそうめんを予定
9月	コスモスフェスタ	緑区地活ホームとの合同実施、地域のお祭りとして施設を開放
10月	バスハイク	緑区福祉保健センター生活教室との合同実施、観光又はBBQなど
12月	クリスマス会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、クリスマス会のイベント

【プログラム】

プログラム	内容	実施頻度
たこ焼き会	メンバー交流の機会として実施	年4回
スポーツ根性クラブ (ショートテニス、ソフトバレー)	健康維持、楽しみながら交流を図る目的で実施	不定期
緑菜園	自然農法による植え付けから収穫までを体験	月1回
JNK (自分の悩みを語りましょうの会)	当事者同士の語り合いの会（利用者の自主事業）	月1回
メンバーミーティング	支援センターの自主的な利用に向けての話し合い	年4回
女子会	女性メンバーによる女性同士の話し合いと交流	年4回
卓球大会	スポーツを通じた楽しみとメンバー交流	年1回
ビーズサークル	余暇の拡大支援とメンバー交流	年2回
ソフトボール	地域の地活センターと合同のスポーツプログラム	年9回

平成29年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市緑区精神障害者生活支援センター

運営法人：公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位：千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援 センター運営	地域移行・ 地域定着	自立生活 アシスタント	
指定管理料	64,929	47,828	6,385	10,716	
合 計	64,929	47,828	6,385	10,716	

【支出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援 センター運営	地域移行・ 地域定着	自立生活 アシスタント	
人件費	56,685	40,508	5,893	10,284	
所長					
常勤職員					5名
非常勤職員	14,012	10,279	1,781	1,952	4名
アルバイト					週4日
調理アルバイト	953	953			1日2名週3日換算
嘱託医賃金	935	935			2名
法定福利費	7,196	5,333	542	1,321	
退職給与引当金	116	116			
福利厚生費	770	544	66	160	共済掛金
労務厚生費	100	70	10	20	職員健康診断
施設管理費	3,946	3,946	0	0	
光熱水費	2,000	2,000			電気・ガス・水道
庁舎管理	1,800	1,800			地活ホームとの按分
修繕積立金	200	200			※28年度末1,200,000
入浴サービス等実費徴収額	△ 54	△ 54			入浴・洗濯・インターネット分
運営費	4,298	3,374	492	432	
旅 費	970	700	150	120	職員出張旅費
消耗品費	430	430			事務用品・日用品等
印刷製本費	290	170	60	60	印刷・コピー代
修繕費	500	500			小修理
通信運搬費	670	400	150	120	電話料金・切手・振込手数料等
賃借料	538	304	117	117	車両・駐車場・コピー機リース料
備品等購入費	250	250			器具什器
保険料	90	90			施設賠償保険料
雑費	560	530	15	15	教養娯楽費・研修費・各種会費等
本部繰入金	0				
合 計	64,929	47,828	6,385	10,716	

I. 運営方針

28年度より各区において「基幹相談支援センター」がスタートし、地域での総合相談支援機関としての様々な取り組みが展開されました。生活支援センターは、その両輪の輪としての位置づけから、精神保健福祉分野に特化した相談支援事業所の専門性を活かした中で、基幹相談支援センターや区福祉保健センターとの連携をさらに強化し、「障害を抱えられた方々がより暮らしやすい地域づくり」に貢献していく役割を担う必要があると考えます。定例カンファにおいて個別のケースを共有し検討することや、地域移行支援におけるノウハウを共有することなど、生活支援センターがこれまで培ってきた精神保健分野における様々なスキルや経験の積み重ねを、基幹相談支援センターと共に地域へ還元していくことが責務と考えます。緑区は「横浜市初の3障害一体型施設」として建築された地域活動ホームとの合築施設であり、基幹相談支援センターとは日頃から「顔の見える関係」を構築しており、この物理的に恵まれた環境であることを活かし、連携のモデルとなれるようなより良い連携関係を目指し、地域での相談支援体制強化に繋がります。

また今年度も引き続き、より積極的なアウトリーチを意識した「相談支援業務」の実施と拡充を強化します。その為に、継続的に業務全般の振り返りや検討を実施し、地域や横浜市全体において生活支援センターに求められている役割や必要とされる機能は何かをしっかりと見据え、また検討した上で、運営の更なる充実と安定を図っていきたいと考えます。

「相談支援事業」「地域活動支援センター事業」「地域移行・地域定着支援事業」「自立生活アシスタント事業」の4事業については、長期入院からの退院、地域移行、そしてその先の安心・安定した地域生活の維持までを網羅した、一つの繋がりの有る地域支援として捉えています。各事業を相互に包括的に連携させた事業展開を目指します。また常に、支援センターのスタート地点である「基本相談」「居場所機能」の大切さも忘れてはならないと考えます。

利用者の皆さまや関係機関からの信頼を頂きながら地域へ貢献できる生活支援センターの運営を目指すために、職員の資質向上に向けた自己研鑽の場を重視し、知識及びスキルの向上を図ります。

II. 生活支援センター概要

《設置・運営法人》 設置：横浜市 運営：公益財団法人 紫雲会

《開館時間・休館日》

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 毎月第1火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

《職員配置》

○センター長 1名

○相談員 10名（常勤・非常勤・アルバイト職員）

○その他 嘱託医、心理士、調理アルバイト

《実施事業》

- ・地域活動支援センター事業
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業
- ・自立生活アシスタント事業
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業）

《業務分担》

業務分担については、個々の職員の適性や経験を考慮し、適切に配置します。

《年間行事計画》

緑区の特性を鑑みながら、利用者の地域生活支援に役立つ行事・プログラム等企画・実施します。

Ⅲ. 指定一般・指定特定相談支援事業

「指定一般相談支援事業」「指定特定相談支援事業」について、事業実施の拡充と、地域の中で実施における信頼を得ることを目指して、支援センターにおける相談支援の更なる充実を図っていきます。また当事者やご家族が支援やサービスの利用を検討するにあたり、地域における相談窓口の第一義的な役割を果たしていくことが出来るよう、事業所としての自覚を意識するとともに、従事する職員の資質の向上に努めます。また事業遂行にあたり、区福祉保健センター及び地域の関係機関、サービス提供事業所等との有機的な連携体制を図ります。

1. 指定一般相談支援事業

精神科医療機関の入院から地域生活への移行が可能な患者さんについて、医療機関、担当区、他の関係機関、ご家族等と協働し、ご本人の希望に最大限寄り添い、地域移行支援では6ヶ月を目安に支援を実施します。ただ単に地域へ退院する事のみでなく、その先の地域生活の安心と継続を見据えた中、地域の関係機関との連携や、ご本人見守り支援のためのネットワークづくりを目指します。その中で起こり得る緊急時の対応、対処が取れる様、自立生活アシスタント事業を含めた地域定着支援を連動させて実施し、地域生活継続上の安心を提供します。

2. 指定特定相談支援事業

地域における安心した生活の継続を目的に、各種サービスの利用を希望される主に緑区在住の対象者について「サービス等利用計画」を作成し、ご本人の目的や希望に添った地域生活実現の為に、より良いサービスが提供できる事業所を検討しプランを作成します。事業実施において、ご本人のアセスメント、関係機関との連絡調整とネットワークの構築、さらには適宜のモニタリング等をしっかりと実施していく事に加え、より質の高いプランを提供出来るよう、研修受講や勉強会の機会を持つ等で各職員やセンター全体の資質とスキルの向上を目指します。

Ⅳ. 地域活動支援センター 事業

1. 相談支援

①「基本相談」

支援センターの拠り所と言えるべき相談の形と考え、今後も利用者との関わりの第一歩として、また生活面全般の「よろず相談」としてのセンター機能を大切にしていこうと考えます。

②「囑託医相談」

医療や服薬についての相談は、当事者や家族の方々の相談支援には欠かすことのできない側面と考えます。相談内容は必要に応じて職員と情報共有させて頂き、利用者のより良い支援に繋がります。

③「心理士による相談会」

心理士の専門性を活かした相談会として、継続的に実施します。

2. 訪問・同行

①定期的な訪問等により、引きこもりの防止や単身生活における安心のための見守り支援を実施します。

②不穏時や緊急時、区福祉保健センターや関係機関との連携による緊急訪問や安否確認の為に訪問を実施します。また必要に応じて、医療機関へ繋げる等の緊急対応を検討し支援します。

③利用者単独では困難な制度の手続きや、通院等の同行により、不安の軽減や自信をつける事への支援を目的とします。

3. 日中活動支援

①フリースペース機能

- ・仲間作りや交流の場として、自由にくつろげる「居場所」としての場を提供します。また職員は「基本相談」の場としての重要な役割を持つ機能を意識した関わりをします。
- ・関係性構築の中から利用者のニーズを掴み、必要に応じて計画相談及びその他の事業に繋がります。

②各種サービスの提供

・夕食サービス

季節を感じることの出来るメニュー提供や、栄養バランスを考えた食事提供を心掛けます。

27年度に実施した「食事提供に関するモデル事業」の検討結果を踏まえ横浜市とも相談の上、相談支援業務の更なる強化を目的に、食事の提供日数については適宜検討していきます。

・入浴、洗濯サービス

衛生面には留意し、地域における日常生活に役立つよう意識してのサービス提供を実施します。

・インターネットサービス

利用者が手軽に様々な情報収集することが可能な環境の提供として実施します。また、パソコン操作が不慣れな利用者についても利用が可能な様、職員が適宜対応します。

③情報提供

制度や法律、社会資源等の情報を迅速に収集し、様々な手段での情報提供を実施します。

(館内掲示、センター発行紙、ホームページ、チラシの配布等)

情報提供の場所についても、より利用者の目に留まりやすい様、配慮していきます。

④場の提供

地域の関係機関・家族会・ボランティア活動・自主サークル活動等に於ける場の提供をします。

4. 家族支援

緑区の家族会「みどり会」とは日頃の様々な関わりから、良い関係性を築かせて頂いています。

例えば「みどり会定例会への定期参加」や支援センターでの「みどり会新年会、昼食会、茶話会の開催」や、さまざまな「講座開催」など、今後も様々な場面での協働や協力、連携を実施していきます。

①「家族の負担」を軽減するための様々な支援を実施します。

②「家族の力」を応援します。

③「みどり会（緑区家族会）」の活動に協力、協働します。

④「家族のための家族学習会」の実施にあたっては、協力や必要なバックアップをします。

⑤区福祉保健センターと協働し、家族向けの講座「家族教室」を実施します。

5. 地域連携・地域交流

①関係機関との連携

区福祉保健センター、地域活動支援センター、地域活動ホーム（基幹相談支援センター）、地域ケアプラザ等々、精神関連施設のみならず障害の枠を超えて必要な連携が迅速に取れるよう、日ごろからの業務連携や顔の見える関係づくりを心がけます。また、計画相談支援等の実施では区福祉保健センター高齢障害支援課との密なる連携は欠かすことができず、引き続き連絡会を実施していきます。

②地域交流

自治会の催事や防災訓練、地域の行事等に協力し積極的に地域交流を図ります。また、当事者の方々が地域の一員として地域住民の方々との関わりが持てるよう、地域に出向く事を意識します。

緑区社会福祉協議会福祉部会との連携で、地域における災害時の取り組みとして、事業所が孤立してしまうことの無いよう中山地区での顔の見える関係作りに協力していきます。

6. 普及啓発活動

精神障害者に対する偏見・差別などをできる限り無くしていくことを目的に、「精神障害についての正しい知識と理解」について、地域へ出向き各方面に様々な情報発信をしていきます。これらの普及啓発活動は、支援センターの責務と考えています。

- ①地域の支援者（民生委員、ケアマネージャ等）や一般市民に向けて「講座」「研修会」等の実施
- ②ケアプラザと協働し「こころの病を知る講座」「出張個別相談会」等の継続した実施
- ③精神科医療機関に出向き、入院患者や医療従事者に向けて、地域の社会資源等の紹介講座実施
- ④その他必要に応じての相談会や講座、配布物その他等で地域に向けての情報を発信

7. ピア活動等の推進

ピア活動やボランティア活動の推進、協力、バックアップをします。また将来福祉の業界を担うであろう福祉系大学や専門学校学生の実習も積極的に受けます。

また「キャラバン隊かめ（旭区を中心に活動している当事者グループ）」の当事者活動を継続的に応援し、地域移行支援の院内活動等においても協働します。その活動を通じて緑区で立ち上がった「緑区生活支援センター利用者の当事者自主活動の会：JNK～自分の悩みを語りましょうの会～」について、今後も継続的にバックアップしていきます。

8. 自主事業

※最終ページの別表参照

季節に合った行事やイベント、プログラムを実施します。

仲間づくり、協働、達成感、趣味の活動や行動の幅を広げること、外に出るためのきっかけ作り等を目的に、生活スキル向上や知識として役立つ講座等の企画など必要に応じて実施していきます。また、メンバーミーティングの実施や意見箱、利用者アンケート等も活用し、利用者の意見も取り入れながら実施します。一方、緑区ならではの地域性を活かした独自のプログラムや、緑区内関係機関の連携により実施するプログラム、利用者主体で企画、実施するプログラム等々を大切にしていきます。

- ・「利用者主体のプログラム」（利用者がその特技を活かして、企画から実施まで協働して実施）
- ・「蛍鑑賞会」（徒歩圏内にある四季の森公園にて光る蛍を見に行く毎年恒例のイベント）
- ・「JNK」（自分の悩みを語りましょうの会）当事者の自主活動の会
- ・緑区合同「クリスマス会」、「納涼会（流しそうめん）」

9. その他

○衛生管理

職員全員が衛生管理の意識を徹底し、日常清掃の他に、年2回定期的に「専門業者による館内清掃」「害虫駆除」、月4回の「近隣地域作業所との委託契約による館内清掃」の実施、月1回の食器類や調理器具の漂白消毒等実施し、衛生管理には細心の注意を払います。

また、害虫の持ち込み等予想外の状況も想定しながら、日頃の衛生管理の意識を高めていきます。

○安全管理・危機管理

「安全管理・緊急対策マニュアル」に基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底し、万一事故の場合には迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。また年2回の防災訓練の実施により、迅速な消火活動、避難誘導が行えるように努めます。

災害時には、緑区役所との「特別災害避難場所に協力する協定」に基づき、必要数の非常食を備蓄し、要援護者への救済等災害時の対応にも協力していきます。

○個人情報保護

職員の守秘義務を徹底し、個人情報外部に漏れることのない様、情報の含まれる書類等の保管や記憶媒体のセキュリティー化などに細心の注意を払い、利用者の個人情報保護に努めます。

「横浜市個人情報の保護に関する条例」「厚労省個人情報ガイドライン」「障害者虐待防止法」等を遵守し、個人情報保護及び情報公開、人権擁護に努めます。また研修の実施や、職場内に於いては定期的な検討を行います。

○苦情解決に関する取り扱い

苦情相談について苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。

また、「利用者アンケート」「意見箱の設置」「メンバーミーティング」などから常に利用者の声に耳を傾け、センター運営の改善に努めます。

○職員資質の向上・人材育成

職員は施設設置の各種マニュアル、運営規程、要項等を熟知し、それらに基づいた支援を常に考察します。また外部の研修や講習会に積極的に参加し、報告書や職場内研修等で他の職員と共有し、職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。また福祉系専門学校や大学、医療機関等の実習生を積極的に受け入れ、将来福祉職従事を目指す人材の養成を応援します。

V. 地域移行・地域定着支援事業

地域移行・地域定着支援事業は、平成19年度横浜市の本事業開始当初より緑区生活支援センターで継続して実施している事業です。これまでの実績やノウハウを活かして、一人でも多くの社会的入院と言われている方々の地域移行を実現すべく幅広く事業を実施します。また退院後も安心して地域生活が継続出来るように、「他事業・他機関との連携」や受け入れ側である「地域づくりの視点」も重視していきます。担当職員においても「指定一般相談支援事業」「自立生活アシスタント事業」との連動を意識した中、支援センター全体で本事業を遂行していく支援体制で実施します。

また、当事業実施の他区支援センター担当職員及び医療機関や区福祉保健センター等と協働し、事業実施における地域課題の検討や、事業について今後の方向性も含め検討していきます。

- ・横浜市の大きな売りである『精神科医療機関に向けての普及啓発活動』のさらなる拡充
- ・『指定一般相談支援事業の対象にならない入院患者さんに向けての、根気強い関わり』

この2点を当事業の重要な目的として実施します。

(1) 支援内容

①対象者の思いに寄り添った個別支援

十分なアセスメントを基にした個別支援計画を立てた中、対象者の地域移行に向けてのニーズや思いに寄り添ったきめ細かい支援を行います。

指定一般相談支援事業の対象外の方（退院に向けての希望がまだ固まっていない入院患者等）に向けて、根気強く関わりを続けます。

②精神科医療機関との有機的な連携に繋がる関係づくり

精神科医療機関との密な連携を心がけ、院内スタッフと協働して入院患者の地域移行について検討をしていきます。また事業対象者のみならず、院内各スタッフや入院・外来患者に対し地域の社会資源を知ってもらい、地域生活の具体的なイメージ作りの一助として普及・啓発を実施します。その際地域生活の先輩としての当事者の活動は必須と考えます。

③地域生活安定を支える受け皿となる地域づくり

退院後地域で安心して安定した生活を継続する為の地域全体の理解や協力、また充足されていない社会資源の創設等を目指し、医療機関から地域への一連の架け橋的役割を担っていきます。

④ピアサポーターとの協働

対象者にとってピアの方々から受ける影響は計り知れないと考え、出来るだけ協働することを意識し、更にセンターとしてピア活動全般へのバックアップ体制も整えていきます。

⑤地域生活の体験

入院中では体験できない生活体験の拡大と獲得、具体的な地域生活のイメージ作り等を目的とし、「グループホームの空き室を利用した体験宿泊」を引き続き実施します。

※実施形態

「公益財団法人紫雲会」と「NPO 法人ハーベストの会」との協定により、緑区生活支援センターが事務局となり、ハーベストの会のグループホーム「ピオ茅ヶ崎」の居室を宿泊提供施設として実施します。緑区生活支援センターの職員が利用者に同行し、グループホーム内の別室（宿直室）と一緒に宿泊しながら、個別支援計画に基づいた宿泊体験支援を実施します。

(2) 他事業との連携

①「自立生活アシスタント事業」との連携

地域移行後のサポート体制を手厚くすることが必要です。地域生活の安心安定と再発予防の目的で、自立生活アシスタント事業と協働した形で地域定着の為の支援を構築します。

②「指定一般相談支援事業（地域移行支援）」との連動

支援対象者のうち 6 か月以内での退院が見込まれそうな場合は、計画相談を導入し、さらに支援者を厚くした上で、地域相談支援に移行しての支援を実施することを検討します。

③「地域自立支援協議会」等の活用

他障害や地域関係機関との連携によるネットワークを生かした地域定着の安定を図ります。

(3) その他

①個人情報保護

対象者やその家族の個人情報については守秘義務を遵守し、職員については外部研修の受講を奨励し、加えて定期的にセンター内研修を実施した上で個人情報保護を徹底します。

②職員の資質の向上

より良い事業実施に向けて、事業担当職員ならびにセンター職員のスキル向上を目的に、研修や講習会等積極的に参加し、また職員会議等でもケース検討を実施するなど常に研鑽に努めます。

VI. 自立生活アシスタント事業

本事業は、障害者が地域で安心して自立した生活が送れるように、日常生活上の相談・助言・情報提供・コミュニケーション支援を当センターの専門性を活かし自立に向けた個別支援を包括的に行うことにより、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めることを目的とします。

本事業を遂行するためには既存の受託事業所、区福祉保健センター、医療機関及び地域の関係機関との協力や理解を得ながら、利用者の地域生活の継続的な安定を目指し、24 時間の緊急時連絡相談体制をもって事業展開を図ります。

(1) 支援内容

利用者との契約により、担当職員が個別支援計画に沿ったきめの細かい個別支援を実施します。

①訪問による生活上の支援（定期的に自宅への訪問）

- ・衣食住に関する支援 …規則正しい生活を送るための助言等
- ・健康管理に関する支援…服薬・通院、その他身体的な健康管理を維持するための助言等
- ・消費生活に関する支援…金銭の計画的な使途や浪費防止のための支援・助言等
- ・余暇活動に関する支援…引きこもりや外出が苦手な方への情報提供や活動計画の助言等

②コミュニケーション支援

- ・対人関係の調整…家族・友人・近隣とのトラブルや関係修復等の調整
- ・職場・通所先との連絡調整…職場や通所先での問題・課題に関する調整や利用者自身で解決する力をつける目的でのサポート等

(2) 普及・啓発活動

利用者が地域で安定した生活を送るためには、地域や医療機関、関係機関との連携が不可欠であり、そのための普及・啓発活動は、支援センター事業、地域移行・地域定着支援事業と共に積極的に実施していきます。

《自主事業別表》

【季節の年間行事】

実施月	行事	内容
5月	バスハイク	緑区福祉保健センター、区内事業所との合同実施。観光又はBBQ
6月	蛍鑑賞会	緑区地域の特色を生かした行事として近隣の四季の森公園にて実施
8月	納涼会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、流しそうめんを予定
9月	コスモスフェスタ	緑区地活ホームとの合同実施、地域のお祭りとして施設を開放
10月	バスハイク	緑区福祉保健センター、区内事業所との合同実施。観光又はBBQ
12月	クリスマス会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、クリスマス会のイベント

【プログラム】

プログラム	内容	実施頻度
たこ焼き会	メンバー交流の機会として実施	年4回
スポーツ根性クラブ (ショートテニス、ソフトバレー)	健康維持、楽しみながら交流を図る目的で実施	月1回
緑菜園	自然農法による植え付けから収穫までを体験	不定期
JNK (自分の悩みを語りましょうの会)	当事者同士の語り合いの会（利用者の自主事業）	月1回
メンバーミーティング	支援センターの自主的な利用に向けての話し合い	年4回
昼食会、お菓子作りの会	メンバーと協働して調理などを実施	年8回
スポーツ大会	スポーツを通じた楽しみとメンバー交流	年1回
手芸サークル	余暇の拡大支援とメンバー交流	年4回
ソフトボール	地域の地活センターと合同のスポーツプログラム	年9回

平成30年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市緑区精神障害者生活支援センター

運営法人：公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位：千円)

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立生活アシスタント	
指定管理料	66,014	47,424	7,837	10,753	
合計	66,014	47,424	7,837	10,753	

【支出】

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立生活アシスタント	
人件費	57,820	40,162	7,346	10,312	
所長					
常勤職員					5名
非常勤職員	13,974	10,890	1,724	1,360	4名
アルバイト					週4日
調理アルバイト	953	953			1日2名週3日換算
嘱託医賃金	1,419	1,419			月2回×2名
法定福利費	7,303	5,096	909	1,298	健保厚生、子ども拠出金
退職給与引当金	118	118			
福利厚生費	841	577	107	157	共済掛金
労務厚生費	100	70	10	20	職員健康診断
施設管理費	3,858	3,858	0	0	
光熱水費	1,900	1,900			電気・ガス・水道
庁舎管理	1,800	1,800			地活ホームとの按分
修繕積立金	200	200			※30年度末1,600,000
入浴サービス等実費徴収額	△42	△42			入浴・洗濯・インターネット分
運営費	4,336	3,404	491	441	
旅費	980	700	150	130	職員出張旅費
消耗品費	440	440			事務用品・日用品、防災備蓄品等
印刷製本費	290	170	60	60	印刷・コピー代
修繕費	400	400			小修理
通信運搬費	770	500	150	120	電話料金・切手・振込手数料等
賃借料	536	304	116	116	車両・駐車場・コピー機リース料
備品等購入費	200	200			器具什器
保険料	90	90			施設賠償保険料
雑費	630	600	15	15	教養娯楽費・研修費・各種会費等
本部繰入金	0				
合計	66,014	47,424	7,837	10,753	

I. 運営方針

生活支援センターは、精神保健福祉分野に特化した相談支援事業所の専門性を活かした中で、基幹相談支援センターや区福祉保健センターとの連携をさらに強化し、「障害を抱えられた方々がより暮らしやすい地域づくり」に貢献していく役割を担う必要があると考えます。定例カンファにおいて区内の個別ケースを共有し検討することや、地域移行支援におけるノウハウや医療機関との連携、地域課題を共有することなど、生活支援センターがこれまで培ってきた精神保健分野における様々なスキルや経験の積み重ねを、基幹相談支援センターと共に様々な場面や形で地域へ還元していくことが、地域づくりに繋がると考えます。

また、緑区は横浜市初の3障害一体型施設として建築された地域活動ホームとの合築施設であり、基幹相談支援センターとは日頃から「顔の見える関係」を構築しており、この物理的に恵まれた環境であることを活かし、緑区内の相談支援体制強化を目指します。

さらに今年度も引き続き、より積極的なアウトリーチを意識した「相談支援業務」の実施と拡充を強化します。その為に、継続的に業務全般の振り返りや検討を実施し、地域や横浜市全体において生活支援センターが求められている役割や必要とされる機能は何かをしっかりと見据え検討した上で、運営の更なる充実と安定を図っていきたいと考えます。

「相談支援事業」「地域活動支援センター事業」「地域移行・地域定着支援事業」「自立生活援助事業（自立生活アシスタント事業）」の4事業については、長期入院からの退院、地域移行、そしてその先の安心・安定した地域生活の維持までを網羅した、一つの繋がりの有る地域支援として捉えています。その為、各事業を相互に包括的に連携させた事業展開を目指します。また一方で、支援センターのスタート地点である「基本相談」「居場所機能」の大切さも忘れてはならないと考えます。

利用者の皆さまや関係機関からの信頼を頂きながら地域へ貢献できる生活支援センターの運営を目指すために、職員の資質向上に向けた自己研鑽の場を重視し、知識及びスキルの向上を図ります。

II. 生活支援センター概要

《設置・運営法人》 設置：横浜市 運営：公益財団法人 紫雲会

《開館時間・休館日》 (横浜市生活支援センター標準化に伴い変更の可能性あり)

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 毎月第1火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

《職員配置》

○センター長 1名

○相談員 10名（常勤・非常勤・アルバイト職員）

○その他 嘱託医、心理士、調理アルバイト

《実施事業》

- ・地域活動支援センター事業
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業 ・自立生活援助事業（自立生活アシスタント事業）
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業）

《業務分担》

業務分担については、個々の職員の適性や経験を考慮し、適切に配置します。

《年間行事計画》

緑区の特性を鑑みながら、利用者の地域生活支援に役立つ行事・プログラム等企画・実施します。

Ⅲ. 指定一般・指定特定相談支援事業

「指定一般相談支援事業」「指定特定相談支援事業」について、事業実施の拡充と、地域の中で実施における信頼を得ることを目指して、支援センターにおける相談支援の更なる充実を図っていきます。また当事者やご家族が支援やサービスの利用を検討するにあたり、地域における相談窓口の第一義的な役割を果たしていくことが出来るよう、事業所としての自覚を意識するとともに、従事する職員の資質の向上に努めます。また事業遂行にあたり、区福祉保健センター及び地域の関係機関、サービス提供事業所等との有機的な連携体制を図ります。

1. 指定一般相談支援事業

精神科医療機関の入院から地域生活への移行が可能な患者さんについて、医療機関、担当区、他の関係機関、ご家族等と協働し、ご本人の希望に最大限寄り添い、地域移行支援では6ヶ月を目安に支援を実施します。ただ単に地域へ退院する事のみでなく、その先の地域生活の安心と継続を見据えた中、地域の関係機関との連携や、ご本人見守り支援のためのネットワークづくりを目指します。その中で起こり得る緊急時の対応、対処が取れる様、自立生活アシスタント事業を含めた地域定着支援を連動させて実施し、地域生活継続上の安心を提供します。

2. 指定特定相談支援事業

地域における安心した生活の継続を目的に、各種サービスの利用を希望される主に緑区在住の対象者について「サービス等利用計画」を作成し、ご本人の目的や希望に添った地域生活実現の為に、より良いサービスが提供できる事業所を検討しプランを作成します。事業実施において、ご本人のアセスメント、関係機関との連絡調整とネットワークの構築、さらには適宜のモニタリング等をしっかりと実施していく事に加え、より質の高いプランを提供出来るよう、研修受講や勉強会の機会を持つ等で各職員やセンター全体の資質とスキルの向上を目指します。

Ⅳ. 地域活動支援センター 事業

1. 相談支援

①「基本相談」

支援センターの拠り所と言えるべき相談の形と考え、今後も利用者との関わりの一歩として、また生活面全般の「よろず相談」としてのセンター機能を大切にしていこうと考えます。

②「囑託医相談」

医療や服薬についての相談は、当事者や家族の方々の相談支援には欠かすことのできない側面と考えます。相談内容は必要に応じて職員と情報共有させて頂き、利用者のより良い支援に繋がります。

③「心理士による相談会」

心理士の専門性を活かした相談会として、継続的に実施します。

2. 訪問・同行

- ①定期的な訪問等により、引きこもりの防止や単身生活における安心のための見守り支援を実施します。
- ②不穏時や緊急時、区福祉保健センターや関係機関との連携による緊急訪問や安否確認の為に訪問を実施します。また必要に応じて、医療機関へ繋げる等の緊急対応を検討し支援します。
- ③利用者単独では困難な制度の手続きや、通院等の同行により、不安の軽減や自信をつける事への支援を目的とします。

3. 日中活動支援

①フリースペース機能

- ・仲間作りや交流の場として、自由にくつろげる「居場所」としての場を提供します。また職員は「基本相談」の場としての重要な役割を持つ機能を意識した関わりをします。
- ・関係性構築の中から利用者のニーズを掴み、必要に応じて計画相談及びその他の事業に繋がります。

②各種サービスの提供

・夕食サービス

季節を感じることを出来るメニュー提供や、栄養バランスを考えた食事提供を心掛けます。

27年度に実施した「食事提供に関するモデル事業」の検討結果を踏まえ横浜市とも相談の上、相談支援業務の更なる強化を目的に、食事の提供日数については適宜検討していきます。

・入浴、洗濯サービス

衛生面には留意し、地域における日常生活に役立つよう意識してのサービス提供を実施します。

・インターネットサービス

利用者が手軽に様々な情報収集することが可能な環境の提供として実施します。また、パソコン操作が不慣れな利用者についても利用が可能な様、職員が適宜対応します。

③情報提供

制度や法律、社会資源等の情報を迅速に収集し、様々な手段での情報提供を実施します。

(館内掲示、センター発行紙、ホームページ、チラシの配布等)

情報提供の場所についても、より利用者の目に留まりやすい様、配慮していきます。

④場の提供

地域の関係機関・家族会・ボランティア活動・自主サークル活動等に於ける場の提供をします。

4. 家族支援

緑区の家族会「みどり会」とは日頃の様々な関わりから、良い関係性を築かせて頂いています。例えば「みどり会定例会への定期参加」や支援センターでの「みどり会新年会、昼食会、茶話会の開催」や、さまざまな「講座開催」など、今後も様々な場面での協働や協力、連携を実施していきます。

- ①「家族の負担」を軽減するための様々な支援を実施します。
- ②「家族の力」を応援します。
- ③「みどり会(緑区家族会)」の活動に協力、協働します。
- ④「家族のための家族学習会」の実施にあたっては、協力や必要なバックアップをします。
- ⑤区福祉保健センターと協働し、家族向けの講座「家族教室」を実施します。

5. 地域連携・地域交流

①関係機関との連携

区福祉保健センター、地域活動支援センター、地域活動ホーム(基幹相談支援センター)、地域ケアプラザ等々、精神関連施設のみならず障害の枠を超えて必要な連携が迅速に取れるよう、日ごろからの業務連携や顔の見える関係づくりを心がけます。また、計画相談支援等の実施では区福祉保健センター高齢障害支援課との密なる連携は欠かすことができず、引き続き連絡会を実施していきます。

②地域交流

自治会の催事や防災訓練、地域の行事等に協力し積極的に地域交流を図ります。また、当事者の方々が地域の一員として地域住民の方々との関わりが持てるよう、地域に出向く事を意識します。

緑区社会福祉協議会福祉部会との連携で、地域における災害時の取り組みとして、事業所が孤立してしまうことの無いよう中山地区での顔の見える関係作りに協力していきます。

6. 普及啓発活動

精神障害者に対する偏見・差別などをできる限り無くしていくことを目的に、「精神障害についての正しい知識と理解」について、地域へ出向き各方面に様々な情報発信をしていきます。これらの普及啓発活動は、支援センターの責務と考えています。

- ①地域の支援者（民生委員、ケアマネージャ等）や一般市民に向けて「講座」「研修会」等の実施
- ②ケアプラザと協働し「こころの病を知る講座」「出張個別相談会」等の継続した実施
- ③精神科医療機関に出向き、入院患者や医療従事者に向けて、地域の社会資源等の紹介講座実施
- ④その他必要に応じての相談会や講座、配布物その他等で地域に向けての情報を発信

7. ピア活動等の推進

ピア活動やボランティア活動の推進、協力、バックアップをします。また将来福祉の業界を担うであろう福祉系大学や専門学校学生の実習も積極的に受けます。

また「キャラバン隊かめ（旭区を中心に活動している当事者グループ）」の当事者活動を継続的に応援し、地域移行支援の院内活動等においても協働します。その活動を通じて緑区で立ち上がった「緑区生活支援センター利用者の当事者自主活動の会：JNK～自分の悩みを語りましょうの会～」について、メンバーと協働して活動の在り方検討もしつつ今後も継続的にバックアップしていきます。

8. 自主事業

※最終ページの別表参照

季節に合った行事やイベント、プログラムを実施します。

仲間づくり、協働、達成感、趣味の活動や行動の幅を広げること、外に出るためのきっかけ作り等を目的に、生活スキル向上や知識として役立つ講座等の企画など必要に応じて実施していきます。また、メンバーミーティングの実施や意見箱、利用者アンケート等も活用し、利用者の意見も取り入れながら実施します。一方、緑区ならではの地域性を活かした独自のプログラムや、緑区内関係機関の連携により実施するプログラム、利用者主体で企画、実施するプログラム等々を大切にしていきます。

- ・「利用者主体のプログラム」（利用者がその特技を活かして、企画から実施まで協働して実施）
- ・「蛍鑑賞会」（徒歩圏内にある四季の森公園にて光る蛍を見に行く毎年恒例のイベント）
- ・「緑区合同クリスマス会」、「納涼会（流しそうめん）」「バスハイク（BBQ、観光等年2回実施）」
- ・「スポコン（スポーツ根性クラブ）」（ショートテニス、ソフトバレーボール）

9. その他

○衛生管理

職員全員が衛生管理の意識を徹底し、日常清掃の他に、年2回定期的に「専門業者による館内清掃」「害虫駆除」、月4回の「近隣地域作業所との委託契約による館内清掃」の実施、月1回の食器類や調理器具の漂白消毒等実施し、衛生管理には細心の注意を払います。

また、害虫の持ち込み等予想外の状況も想定しながら、日頃の衛生管理の意識を高めていきます。

○安全管理・危機管理

「安全管理・緊急対策マニュアル」に基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底し、万一事故の場合には迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。また年2回の防災訓練の実施により、迅速な消火活動、避難誘導が行えるように努めます。

災害時には、緑区役所との「特別災害避難場所に協力する協定」に基づき、必要数の非常食を備蓄し、要援護者への救済等災害時の対応にも協力していきます。

○個人情報保護

職員の守秘義務を徹底し、個人情報外部に漏れることのない様、情報の含まれる書類等の保管や記憶媒体のセキュリティー化などに細心の注意を払い、利用者の個人情報保護に努めます。

「横浜市個人情報の保護に関する条例」「厚労省個人情報ガイドライン」「障害者虐待防止法」等を遵守し、個人情報保護及び情報公開、人権擁護に努めます。また研修の実施や、職場内に於いては定期的な検討を行います。

○苦情解決に関する取り扱い

苦情相談について苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。

また、「利用者アンケート」「意見箱の設置」「メンバーミーティング」などから常に利用者の声に耳を傾け、センター運営の改善に努めます。

○職員資質の向上・人材育成

職員は施設設置の各種マニュアル、運営規程、要項等を熟知し、それらに基づいた支援を常に考察します。また外部の研修や講習会に積極的に参加し、報告書や職場内研修等で他の職員と共有し、職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。また福祉系専門学校や大学、医療機関等の実習生を積極的に受け入れ、将来福祉職従事を目指す人材の養成を応援します。

V. 地域移行・地域定着支援事業

地域移行・地域定着支援事業は、平成19年度横浜市の本事業開始当初より緑区生活支援センターで継続して実施している事業です。これまでの実績やノウハウを活かして、一人でも多くの社会的入院と言われている方々の地域移行を実現すべく幅広く事業を実施します。また退院後も安心して地域生活が継続出来るように、「他事業・他機関との連携」や受け入れ側である「地域づくりの視点」も重視していきます。担当職員においても「指定一般相談支援事業」「自立生活アシスタント事業」との連動を意識した中、支援センター全体で本事業を遂行していく支援体制で実施します。

また、当事業実施の他区支援センター担当職員及び医療機関や区福祉保健センター等と協働し、事業実施における地域課題の検討や、事業について今後の方向性も含め検討していきます。

- ・横浜市の大きな売りである『精神科医療機関に向けての普及啓発活動』のさらなる拡充
- ・『指定一般相談支援事業の対象にならない入院患者さんに向けての、根気強い関わり』

この2点を当事業の重要な目的として実施します。

(1) 支援内容

①対象者の思いに寄り添った個別支援

十分なアセスメントを基にした個別支援計画を立てた中、対象者の地域移行に向けてのニーズや思いに寄り添ったきめ細かい支援を行います。

指定一般相談支援事業の対象外の方（退院に向けての希望がまだ固まっていない入院患者等）に向けて、根気強く関わりを続けます。

②精神科医療機関との有機的な連携に繋がる関係づくり

精神科医療機関との密な連携を心がけ、院内スタッフと協働して入院患者の地域移行について検討をしていきます。また事業対象者のみならず、院内各スタッフや入院・外来患者に対し地域の社会資源を知ってもらい、地域生活の具体的なイメージ作りの一助として普及・啓発を実施します。その際地域生活の先輩としての当事者の活動は必須と考えます。

③地域生活安定を支える受け皿となる地域づくり

退院後地域で安心して安定した生活を継続する為の地域全体の理解や協力、また充足されていない社会資源の創設等を目指し、医療機関から地域への一連の架け橋的役割を担っていきます。

④ピアサポーターとの協働

対象者にとってピアの方々から受ける影響は計り知れないと考え、出来るだけ協働することを意識し、更にセンターとしてピア活動全般へのバックアップ体制も整えていきます。

⑤地域生活の体験

入院中では体験できない生活体験の拡大と獲得、具体的な地域生活のイメージ作り等を目的とし、「グループホームの空き室を利用した体験宿泊」を引き続き実施します。

※実施形態

「公益財団法人紫雲会」と「NPO 法人ハーベストの会」との協定により、緑区生活支援センターが事務局となり、ハーベストの会のグループホーム「ピオ茅ヶ崎」の居室を宿泊提供施設として実施します。緑区生活支援センターの職員が利用者に同行し、グループホーム内の別室(宿直室)と一緒に宿泊しながら、個別支援計画に基づいた宿泊体験支援を実施します。

(2) 他事業との連携

①「自立生活援助事業(自立生活アシスタント事業)」との連携

地域移行後のサポート体制を手厚くすることが必要です。地域生活の安心安定と再発予防の目的で、自立生活援助事業等と協働した形で地域定着の為の支援を構築します。

②「指定一般相談支援事業(地域移行支援)」との連動

支援対象者のうち6か月以内での退院が見込まれそうな場合は、計画相談を導入し、さらに支援者を厚くした上で、地域相談支援に移行しての支援を実施することを検討します。

③「地域自立支援協議会」等の活用

他障害や地域関係機関との連携によるネットワークを生かした地域定着の安定を図ります。

(3) その他

①個人情報保護

対象者やその家族の個人情報については守秘義務を遵守し、職員については外部研修の受講を奨励し、加えて定期的にセンター内研修を実施した上で個人情報保護を徹底します。

②職員の資質の向上

より良い事業実施に向けて、事業担当職員ならびにセンター職員のスキル向上を目的に、研修や講習会等積極的に参加し、また職員会議等でもケース検討を実施するなど常に研鑽に努めます。

VI. 自立生活援助事業、自立生活アシスタント事業

本事業は、障害者が地域で安心して自立した生活が送れるように、日常生活上の相談・助言・情報提供・コミュニケーション支援を当センターの専門性を活かし自立に向けた個別支援を包括的に行うことにより、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めることを目的とします。

本事業を遂行するためには既存の受託事業所、区福祉保健センター、医療機関及び地域の関係機関との協力や理解を得ながら、利用者の地域生活の継続的な安定を目指し、常時の緊急時連絡相談体制をもって事業展開を図ります。

(1) 支援内容

【自立生活援助事業】

- ①自立生活援助計画の作成、評価
- ②概ね週に1回以上の定期居宅訪問
- ③利用者から相談・要請時の訪問による随時の対応
- ④利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況把握
- ⑤必要な情報の提供、助言、相談、同行による支援
- ⑥関係機関との連絡調整
- ⑦利用者または家族との常時の連絡体制の確保
- ⑧その他地域における自立した生活を営むために必要な援助

【自立生活アシスタント事業】

利用者との契約により、担当職員が個別支援計画に沿ったきめの細かい個別支援を実施します。

①訪問による生活上の支援（定期的に自宅への訪問）

- ・衣食住に関する支援 …規則正しい生活を送るための助言等
- ・健康管理に関する支援…服薬・通院、その他身体的な健康管理を維持するための助言等
- ・消費生活に関する支援…金銭の計画的な使途や浪費防止のための支援・助言等
- ・余暇活動に関する支援…引きこもりや外出が苦手な方への情報提供や活動計画の助言等

②コミュニケーション支援

- ・対人関係の調整…家族・友人・近隣とのトラブルや関係修復等の調整
- ・職場・通所先との連絡調整…職場や通所先での問題・課題に関する調整や利用者自身で解決する力をつける目的でのサポート等

(2) 普及・啓発活動

利用者が地域で安定した生活を送るためには、地域や医療機関、関係機関との連携が不可欠であり、そのための普及・啓発活動は、支援センター事業、地域移行・地域定着支援事業と共に積極的に実施していきます。

《自主事業別表》

【季節の年間行事】

実施月	行事	内容
5月	バスハイク	緑区福祉保健センター、区内事業所との合同実施。観光又はBBQ
6月	蛍鑑賞会	緑区地域の特色を生かした行事として近隣の四季の森公園にて実施
8月	納涼会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、流しそうめんを予定
9月	コスモスフェスタ	緑区地活ホームとの合同実施、地域のお祭りとして施設を開放
10月	バスハイク	緑区福祉保健センター、区内事業所との合同実施。観光又はBBQ
12月	クリスマス会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施、クリスマス会のイベント

【プログラム】

プログラム	内容	実施頻度 (予定)
たこ焼き会	メンバー交流の機会として実施	年4回
スポーツ根性クラブ (ショートテニス、ソフトバレー)	健康維持、楽しみながら交流を図る目的で実施	月1回
緑菜園	自然農法による植え付けから収穫までを体験	不定期
メンバーミーティング	支援センターの自主的な利用に向けての話し合い	年4回
昼食会	簡単な調理の実践と昼食を食べながらの交流	月1~2回
地域のスポーツ大会に参加しよう	スポーツを通じたメンバー交流と地域交流	年1回
お菓子作りの会	メンバーと協働して簡単なお菓子作りを実施	年4回
手芸サークル	余暇の拡大支援、メンバー主導での実施	年4回
ソフトボール	スポーツを通じたメンバー交流	月3回位

平成31年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市緑区精神障害者生活支援センター

運営法人：公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位：千円)

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント	
指定管理料	61,989	52,855	7,266	1,868	
合計	61,989	52,855	7,266	1,868	

【支出】

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント	
人件費	53,722	45,468	6,801	1,453	
所長					
常勤職員					5名(-4,368)
非常勤職員	12,273	11,509	702	62	4名(-1,166)
アルバイト					週4日
調理アルバイト	953	953			1日2名週3日換算
嘱託医賃金	1,419	1,419			月2回×2名
法定福利費	7,525	5,813	831	881	健保厚生、子ども拠出金
退職給与引当金	127	127			積み増し
福利厚生費	827	633	94	100	共済掛金
労務厚生費	100	80	10	10	職員健康診断
施設管理費	4,065	4,065	0	0	
光熱水費	2,020	2,020			電気・ガス・水道
庁舎管理	1,880	1,880			地活ホームとの按分
修繕積立金	200	200			※30年度末1,600,000
入浴サービス等実費徴収額	△ 35	△ 35			入浴・洗濯・インターネット分
運営費	4,202	3,322	465	415	
旅費	880	600	150	130	職員出張旅費
消耗品費	450	450			事務用品・日用品等
印刷製本費	290	170	60	60	印刷・コピー代
修繕費	410	410	0	0	小修理
通信運搬費	770	500	150	120	電話料金・切手・振込手数料等
賃借料	430	250	90	90	車両・駐車場・コピー機リース料
備品等購入費	210	210	0	0	器具什器
保険料	90	90			施設賠償保険料
雑費	672	642	15	15	研修費・各種会費・システム保守料等
本部繰入金	0				
合計	61,989	52,855	7,266	1,868	

I. 運営方針

生活支援センターは、精神保健福祉分野に特化した相談支援事業所の専門性を活かした中で、基幹相談支援センターや区福祉保健センターとの連携をさらに強化し、「障害を抱えられた方々がより暮らしやすい地域づくり」に貢献していく役割を担う必要があると考えます。定例カンファにおいて区内の個別ケースを共有し検討することや、地域移行支援におけるノウハウや医療機関との連携、地域課題を共有することなど、生活支援センターがこれまで培ってきた精神保健分野におけるスキルや経験の積み重ねを、様々な場面で地域へ還元していくことが、地域づくりに繋がると考えます。

また、30年度より開催の「生活支援センター課題検討委員会」において検討を続けてきた「生活支援センター標準化」における大きな目標の一つである「相談支援体制強化」と「地域移行支援」について、より積極的なアウトリーチ支援を意識した中での実施と拡充を行っていきます。さらにその為に、継続的に業務全般の振り返りや検討を実施し、地域や横浜市全体において生活支援センターが求められている役割や必要とされる機能は何かをしっかりと見据え検討した上で、運営の更なる充実と安定を図っていきたいと考えます。

「相談支援事業」「地域活動支援センター事業」「退院サポート事業」「自立生活援助事業（自立生活アシスタント事業）」の4事業については、長期入院からの退院、地域移行、そしてその先の安心・安定した地域生活の維持までを網羅した、一つの繋がりの有る地域支援として捉えています。その為、各事業を相互に包括的に連携させた事業展開を目指します。また一方で、支援センターのスタート地点である「基本相談」「居場所機能」の大切さも忘れてはならないと考えます。

利用者の皆さまや関係機関からの信頼を頂きながら地域へ貢献できる生活支援センターの運営を目指すために、職員の資質向上に向けた自己研鑽の場を重視し、知識及びスキルの向上を図ります。

II. 生活支援センター概要

《設置・運営法人》 設置：横浜市 運営：公益財団法人 紫雲会

《運営時間・休館日》

運営時間 午前9時から午後8時まで

休館日 毎週月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

（ただし運営時間と休館日については、変更する場合があります）

《職員配置》

○センター長 1名

○相談員 10名（常勤・非常勤・アルバイト職員）

○その他 嘱託医、心理士、調理アルバイト

《実施事業》

- ・地域活動支援センター事業
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業）
- ・退院サポート事業
- ・自立生活援助事業 ・自立生活アシスタント事業

《業務分担》

業務分担については、個々の職員の適性や経験を考慮し、適切に配置します。

《年間行事計画》

緑区の特性を鑑みながら、利用者の地域生活支援に役立つ行事・プログラム等企画・実施します。

Ⅲ. 指定特定・指定一般相談支援事業

「指定特定相談支援事業」「指定一般相談支援事業」について、事業実施の拡充と、地域の中で実施における信頼を得ることを目指して、支援センターにおける相談支援の更なる充実を図っていきます。また当事者やご家族が支援やサービスの利用を検討するにあたり、地域における相談窓口の第一義的な役割を果たしていくことが出来るよう、事業所としての自覚を意識するとともに、従事する職員の資質の向上に努めます。また事業遂行にあたり、区福祉保健センター及び地域の関係機関、サービス提供事業所等との有機的な連携体制を図ります。

1. 指定特定相談支援事業

地域における安心した生活の継続を目的に、各種サービスの利用を希望される主に緑区在住の対象者について「サービス等利用計画」を作成し、ご本人の目的や希望に添った地域生活実現の為に、より良いサービスが適切に提供されるよう検討しプランを作成します。事業実施において、ご本人のアセスメント、関係機関との連絡調整とネットワークの構築、適宜のモニタリング等をしっかりと実施していく事に加え、より質の高いプランを提供出来るよう、研修受講や勉強会の機会を持つ等で各職員やセンター全体の資質とスキルの向上を目指します。

2. 指定一般相談支援事業

精神科医療機関の入院から地域生活への移行が可能な患者さんについて、医療機関、担当区、他の関係機関、ご家族等と協働し、ご本人の希望に最大限寄り添い、地域移行支援では6ヶ月を目安に支援を実施します。ただ単に地域へ退院する事のみでなく、その先の地域生活の安心と継続を見据えた中、地域の関係機関との連携や、ご本人への見守り支援のためのネットワークづくりを目指します。その中で起こり得る緊急時の対応、対処が取れる様、自立生活アシスタント事業、自立生活援助事業を含めた地域定着を目的とした支援を連動させて実施し、地域生活継続上の安心を提供します。

Ⅳ. 地域活動支援センター 事業

1. 相談支援

①「基本相談」

支援センターの拠り所と言えるべき相談の形と考え、今後も利用者との関わりの第一歩として、また生活面全般の「よろず相談」としてのセンター機能を大切にしていこうと考えます。

②「囑託医相談」

医療や服薬についての相談は、当事者や家族の方々の相談支援には欠かすことのできない側面と考えます。相談内容は必要に応じて職員と情報共有させて頂き、利用者のより良い支援に繋がります。

③「心理士による相談会」

心理士の専門性を活かした相談会として、継続的に実施します。

2. 訪問・同行

①定期的な訪問等により、引きこもりの防止や単身生活における安心のための見守り支援を実施します。

②不穏時や緊急時、区福祉保健センターや関係機関との連携による緊急訪問や安否確認の為に訪問を実施します。また必要に応じて、医療機関へ繋げる等の緊急対応を検討し支援します。

③利用者単独では困難な制度の手続きや、通院等の同行により、不安の軽減や自信をつける事への支援を目的とします。

3. 日中活動支援

①フリースペース機能

- ・仲間作りや交流の場として、自由にくつろげる「居場所」としての場を提供します。また職員は「基本相談」の場としての重要な役割を持つ機能を意識した関わりをします。
- ・関係性構築の中から利用者のニーズを掴み、必要に応じて計画相談及びその他の事業に繋がります。

②各種サービスの提供

・夕食サービス

季節を感じる事の出来るメニュー提供や、栄養バランスを考えた食事提供を心掛けます。

27年度に実施した「食事提供に関するモデル事業」の検討結果を踏まえ横浜市とも相談の上、相談支援業務の更なる強化を目的に、食事の提供日数については適宜検討していきます。

・入浴、洗濯サービス

衛生面には留意し、地域における日常生活に役立つよう意識してのサービス提供を実施します。

・インターネットサービス

利用者が手軽に様々な情報収集することが可能な環境の提供として実施します。また、パソコン操作が不慣れな利用者についても利用が可能な様、職員が適宜対応します。

③情報提供

制度や法律、社会資源等の情報を迅速に収集し、様々な手段での情報提供を実施します。

(館内掲示、センター発行紙、ホームページ、チラシの配布等)

情報提供の場所についても、より利用者の目に留まりやすい様、配慮していきます。

④場の提供

地域の関係機関・家族会・ボランティア活動・自主サークル活動等に於ける場の提供をします。

4. 家族支援

緑区の家族会「みどり会」とは日頃の様々な関わりから、良い関係性を築かせて頂いています。例えば「みどり会定例会への定期参加」や支援センターでの「みどり会新年会、昼食会、茶話会の開催」や、さまざまな「講座開催」など、今後も様々な場面での協働や協力、連携を実施していきます。

- ①「家族の負担」を軽減するための様々な支援を実施します。
- ②「家族の力」を応援します。
- ③「みどり会（緑区家族会）」の活動に協力、協働します。
- ④「家族のための家族学習会」の実施にあたっては、協力や必要なバックアップをします。
- ⑤区福祉保健センターと協働し、家族向けの講座「家族教室」を実施します。

5. 地域連携・地域交流

①関係機関との連携

区福祉保健センター、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、地域活動ホーム、地域ケアプラザ等々、精神関連施設のみならず障害の枠を超えて必要な連携が迅速に取れるよう、日ごろからの業務連携や顔の見える関係づくりを心がけます。また、計画相談支援等の実施では区福祉保健センターとの情報共有は欠かすことができず、引き続き連携を強化していきます。

②地域交流

自治会の催事や防災訓練、地域の行事等に協力し積極的に地域交流を図ります。また、当事者の方々が地域の一員として地域住民の方々との関わりが持てるよう、地域に向く事を意識します。

緑区社会福祉協議会福祉部会との連携で、地域における災害時の取り組みとして、事業所が孤立してしまうことの無いよう中山地区での顔の見える関係作りに協力していきます。

6. 普及啓発活動

精神障害者に対する偏見・差別などをできる限り無くしていくことを目的に、「精神障害についての正しい知識と理解」について、地域へ出向き各方面に様々な情報発信をしていきます。これらの普及啓発活動は、支援センターの責務と考えています。

- ①地域の支援者（民生委員、ケアマネージャー等）や一般市民に向けて「講座」「研修会」等の実施
- ②ケアプラザと協働し「こころの病を知る講座」「出張個別相談会」等の継続した実施
- ③精神科医療機関に出向き、入院患者や医療従事者に向けて、地域の社会資源等の紹介講座実施
- ④その他必要に応じての相談会や講座、配布物その他等で地域に向けての情報を発信

7. ピア活動等の推進

ピア活動やボランティア活動の推進、協力、バックアップをします。また将来福祉の業界を担うであろう福祉系大学や専門学校の実習も積極的に受け入れます。

また「キャラバン隊かめ（旭区を拠点とした当事者グループ）」の当事者活動を継続的に応援し、地域移行支援の院内活動等においても協働します。その他メンバーと協働してピア活動の在り方検討もしつつ、今後も当事者の皆様の力を最大限に生かせるよう継続的にバックアップしていきます。

8. 自主事業

※最終ページの別表参照

季節に合った行事やイベント、プログラムを実施します。

仲間づくり、協働、達成感、趣味の活動や行動の幅を広げること、外に出るためのきっかけ作り等を目的に、生活スキル向上や知識として役立つ講座等の企画など必要に応じて実施していきます。また、メンバーミーティングの実施や意見箱、利用者アンケート等も活用し、利用者の意見も取り入れながら実施します。一方、緑区ならではの地域性を活かした独自のプログラムや、緑区内関係機関の連携により実施するプログラム、利用者や協働して企画、実施するプログラム等々を大切にしていきます。

- ・「利用者との協働プログラム」（利用者が特技を活かして、企画から実施まで職員と協働して実施）
- ・「蛍鑑賞会」（徒歩圏内にある四季の森公園にて光る蛍を見に行く毎年恒例のイベント）
- ・「緑区合同クリスマス会」「納涼会（流しそうめん）」「バスハイク（BBQ、観光等年2回実施）」
- ・「スポコン（スポーツ根性クラブ）」（ショートテニス、ソフトバレーボール）
- ・「ソフトボール」（練習内容や試合参加等メンバーと話し合いを持ちながら協働して実施）

9. その他

○衛生管理

職員全員が衛生管理の意識を徹底し、日常清掃の他に、年2回定期的に「専門業者による館内清掃」「害虫駆除」、月4回の「近隣地域作業所との委託契約による館内清掃」の実施、月1回の食器類や調理器具の漂白消毒等実施し、衛生管理には細心の注意を払います。

また、害虫の持ち込み等予想外の状況も想定しながら、日頃の衛生管理の意識を高めていきます。

○安全管理・危機管理

「安全管理・緊急対策マニュアル」に基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底し、万一事故の場合には迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。また年2回の防災訓練の実施により、迅速な消火活動、避難誘導が行えるように努めます。

災害時には、緑区役所との「特別（福祉）避難場所の協力に関する協定」に基づき、必要数の非常食を備蓄し、要援護者への救済等災害時の対応にも協力していきます。

○個人情報保護

職員の守秘義務を徹底し、個人情報外部に漏れることのない様、情報の含まれる書類等の保管や記憶媒体のセキュリティー化などに細心の注意を払い、利用者の個人情報保護に努めます。

「横浜市個人情報の保護に関する条例」「厚労省個人情報ガイドライン」「障害者虐待防止法」等を遵守し、個人情報保護及び情報公開、人権擁護に努めます。また研修の実施や、職場内に於いては定期的な検討を行います。

○苦情解決に関する取り扱い

苦情相談について苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。

また、「利用者アンケート」「意見箱の設置」「メンバーミーティング」などから常に利用者の声に耳を傾け、センター運営の改善に努めます。

○職員資質の向上・人材育成

職員は施設設置の各種マニュアル、運営規程、要項等を熟知し、それらに基づいた支援を常に考察します。また外部の研修や講習会に積極的に参加し、報告書や職場内研修等で他の職員と共有し、職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。また福祉系専門学校や大学、医療機関等の実習生を積極的に受け入れ、将来福祉職従事を目指す人材の養成を応援します。

V. 退院サポート事業

退院サポート（地域移行・地域定着支援）事業は、平成19年度横浜市の本事業開始当初より緑区生活支援センターで継続して実施している事業です。これまでの実績やノウハウを活かして、一人でも多くの社会的入院と言われている方々の地域移行を実現すべく幅広く事業を実施します。また退院後も安心して地域生活が継続出来るように、「他事業・他機関との連携」や受け入れ側である「地域づくりの視点」を重視することで「包括的地域ケアシステム」を意識し、その構築担っていきます。担当職員においても「指定一般相談支援事業」「自立生活アシスタント事業」「自立生活援助事業」等との連動を念頭に置いて検討することなど、支援センター全体で本事業を遂行していく支援体制で実施します。

また、他区の支援センター担当職員及び医療機関や区福祉保健センター、基幹相談支援センターの担当職員等と協働し、事業実施における地域課題の検討や、包括的地域ケアシステムの構築の在り様や方向性も含め検討していきます。

- ・精神科医療機関との協働体制の拡充とそれによる地域づくり
- ・指定一般相談支援事業の対象にならない入院患者さんに向けての、根気強い関わり

この2点を当事業の重要な目的として実施します。

(1) 支援内容

①対象者の思いに寄り添った個別支援

十分なアセスメントを基にした個別支援計画を立てた中、対象者の地域移行に向けてのニーズや思いに寄り添ったきめ細かい支援を行います。また指定一般相談支援事業の対象外の方（退院に向けての希望がまだ固まっていない入院患者等）に向けて、根気強く関わりを続けます。

②精神科医療機関との有機的な連携に繋がる関係づくり

精神科医療機関との密な連携を心がけ、院内スタッフと協働して入院患者の地域移行について検討をしていきます。また事業対象者のみならず、院内スタッフや入院・外来患者に対し地域の社会資源を知ってもらい、地域生活の具体的なイメージ作りの一助として普及・啓発を実施します。その際地域生活の先輩としての当事者との協働は必須と考えます。

③地域生活安定を支える受け皿となる地域づくり

退院後地域で安心して安定した生活を継続する為の地域全体の理解や協力、また充足されていない社会資源の創設やそれらを補完するためのネットワーク作りを目指し、包括的地域ケアシステムの構築を念頭に置いた地域づくりを医療機関、その他関係機関と協働して目指します。

④ピアサポーターとの協働

対象者にとってピア（当事者）の方々から受ける影響は計り知れないと考え、出来るだけ協働することを意識し、更にセンターとしてピア活動全般へのバックアップ体制も整えていきます。

⑤地域生活の体験

入院中では体験できない生活体験の拡大と獲得、具体的な地域生活のイメージ作り等を目的とし、「グループホームの空き室を利用した体験宿泊」が実施できる体制を引き続き取っていきます。

※実施形態

「公益財団法人紫雲会」と「NPO 法人ハーベストの会」との協定により、緑区生活支援センターが事務局となり、ハーベストの会のグループホーム「ピオ茅ヶ崎」の居室を宿泊提供施設として実施します。緑区生活支援センターの職員が利用者に同行し、グループホーム内の別室（宿直室）と一緒に宿泊しながら、個別支援計画に基づいた宿泊体験支援を実施します。

(2) 他事業との連携

①「自立生活援助事業（自立生活アシスタント事業）」との連携

地域移行後のサポート体制を手厚くすることが必要です。地域生活の安心安定と再発予防の目的で、自立生活援助事業等と協働した形で地域定着の為の支援を構築します。

②「指定一般相談支援事業（地域移行支援）」との連動

支援対象者のうち 6 か月以内での退院が見込まれそうな場合は、計画相談を導入し、さらに支援者を厚くした上で、地域相談支援に移行しての支援を実施することを検討します。

③「地域自立支援協議会」等の活用

基幹相談支援センター、区福祉保健センターは本より、他障害や地域の各関係機関との連携、協働によるネットワークを生かした重層的な支援体制の構築により、地域定着の安定を図ります。

(3) その他

①個人情報保護

対象者やその家族の個人情報については守秘義務を遵守し、職員については外部研修の受講を奨励し、加えて定期的にセンター内研修を実施した上で個人情報保護を徹底します。

②職員の資質の向上

より良い事業実施に向けて、事業担当職員ならびにセンター職員のスキル向上を目的に、研修や講習会等積極的に参加し、また職員会議等でもケース検討を実施するなど常に研鑽に努めます。

VI. 自立生活援助事業、自立生活アシスタント事業

本事業は、障害者が地域で安心して自立した生活が送れるように、日常生活上の相談・助言・情報提供・コミュニケーション支援を当センターの専門性を活かし自立に向けた個別支援を包括的に行うことにより、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めることを目的とします。

本事業を遂行するためには既存の受託事業所、区福祉保健センター、医療機関及び地域の関係機関との協力や理解を得ながら、利用者の地域生活の継続的な安定を目指し、常時の緊急時連絡相談体制をもって事業展開を図ります。

(1) 支援内容

【自立生活援助事業】

- ①自立生活援助計画の作成、評価
- ②概ね週に1回以上の定期居宅訪問
- ③利用者から相談・要請時の訪問による随時の対応
- ④利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況把握
- ⑤必要な情報の提供、助言、相談、同行による支援
- ⑥関係機関との連絡調整
- ⑦利用者または家族との常時の連絡体制の確保
- ⑧その他地域における自立した生活を営むために必要な援助

【自立生活アシスタント事業】

利用者との契約により、担当職員が個別支援計画に沿ったきめの細かい個別支援を実施します。

①訪問による生活上の支援（定期的に自宅への訪問）

- ・衣食住に関する支援 …規則正しい生活を送るための助言等
- ・健康管理に関する支援…服薬・通院、その他身体的な健康管理を維持するための助言等
- ・消費生活に関する支援…金銭の計画的な使途や浪費防止のための支援・助言等
- ・余暇活動に関する支援…引きこもりや外出が苦手な方への情報提供や活動計画の助言等

②コミュニケーション支援

- ・対人関係の調整…家族・友人・近隣とのトラブルや関係修復等の調整
- ・職場・通所先との連絡調整…職場や通所先での問題・課題に関する調整や利用者自身で解決する力をつける目的でのサポート等

(2) 普及・啓発活動

利用者が地域で安定した生活を送るためには、地域や医療機関、関係機関との連携が不可欠であり、そのための普及・啓発活動は不可欠です。支援センター実施の他事業と共に積極的に実施していきます。

《自主事業別表》

【季節の年間行事】

実施月	行事	内容
5月	バスハイク	緑区福祉保健センター、区内事業所との合同実施（BBQ）
6月	蛍鑑賞会	緑区地域の特色を生かした行事（近隣の四季の森公園にて実施）
8月	納涼会	緑区内精神関連の全事業所と合同で実施（流しそうめんを予定）
9月	コスモスフェスタ	緑区地活ホームとの合同実施（地域のお祭りとして施設を開放）
10月	フレンドシップ杯	緑区生活支援センターチームとして市内のソフトボール大会参加
11月	バスハイク	緑区福祉保健センター、区内事業所との合同実施（観光）
12月	クリスマス会	緑区内精神関連の全事業所と協働で実施
1月	初詣	支援センターより近隣の神社に初詣
2月	豆まき	センター内で豆まき
3月	ひなまつり	ひな人形7段飾りを飾り、茶話会

【プログラム】

プログラム	内容	実施頻度
たこ焼き会	メンバー交流の機会として実施	年4回
スポーツ根性クラブ （ショートテニス、ソフトバレー）	健康維持、楽しみながら交流を図る目的で実施	月1回
緑菜園	自然農法による植え付けから収穫までを体験	月1回
余暇支援	誰でも気軽に参加できるお楽しみの会	月1回
メンバーミーティング	支援センターの自主的な利用に向けての話し合い	年4回
茶話会	当事者主体の茶話会	年6回
昼食会/B級グルメ	昼食会	月1回
ささっと作る昼ご飯	簡単なレシピでの調理練習	月1回
スポーツ大会	スポーツを通じた楽しみとメンバー交流	年1回
手芸サークル	メンバーと協働して実施 （企画や実施についてのミーティングも実施）	月1回
ソフトボール	スポーツプログラム（12月末～2月末は冬休み）	月2回
スポーツフェスティバル	地域交流として緑区さわやかスポーツフェスティバルに参加	年1回
講座・勉強会	役に立つ知識がもらえる企画の講座や勉強会	年1回

令和2年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：緑区精神障害者生活支援センター

運営法人：公益財団法人紫雲会紫雲会

【収入】

(単位:千円)

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	70,005	55,662	7,368	6,975	
法人負担金	1,105	1,040	56	9	
合計	71,110	56,702	7,424	6,984	

【支出】

科目	金額				左記「金額」のうち法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント		
人件費	62,525	49,111	6,897	6,517	1,105	
所長					0	
常勤職員					0	5名
非常勤職員	15,708	14,940	768	0	826	4名
アルバイト					174	1名
調理アルバイト	953	953	0	0	0	1日2名×週3日
嘱託医賃金	1,418	1,418	0	0	0	月2回×2名
法定福利費	8,067	6,384	854	829	105	健保厚生・子供拠出金
退職給与引当金	194	194	0	0	0	積み増し
福利厚生費	852	667	96	89	0	共済掛金
労務厚生費	100	70	10	20	0	健康診断
施設管理費	3,862	3,862	0	0	0	
光熱水費	1,900	1,900			0	電気・ガス・援助水道
庁舎管理	1,800	1,800			0	地活ホームと按分
修繕積立金	200	200			0	令和元年度末1,800,000
入浴サービス等実費徴収額	△38	△38			0	入浴・洗濯・インターネット
運営費	4,723	3,729	527	467	0	
旅費	850	570	150	130	0	職員出張旅費
消耗品費	575	575			0	事務用品・日用品・災害備蓄品
印刷製本費	290	170	60	60	0	印刷・コピー代
修繕費	450	450			0	小破修繕費
通信運搬費	860	600	150	110	0	電話・切手・振込手数料
賃借料	730	426	152	152	0	車両・駐車場・コピー機
備品等購入費	200	200			0	器具什器費
保険料	91	91			0	施設賠償保険料
雑費	677	647	15	15	0	研修参加費・各種会費・教養娯楽費・システム保守料
本部繰入金	0					
合計	71,110	56,702	7,424	6,984	1,105	